

川崎市官民データ活用推進計画

(案)

平成31(2019)年2月

川崎市

目 次

第 1 章 川崎市官民データ活用推進計画について.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間.....	2
第 2 章 計画策定の背景.....	3
1 情報化を取り巻く環境.....	3
2 国の動向.....	11
3 川崎市の現状と課題.....	16
4 川崎市におけるこれまでの情報化施策やデータ活用に関する取組.....	19
5 データ利活用に関する市民ニーズ.....	22
第 3 章 計画の基本方針.....	27
官民データ活用の推進に向けた基本的な考え方	27
第 4 章 計画を推進するための個別施策.....	29
【施策 1】「官民相互のデータ活用に向けたオープンデータ化の推進」	29
【施策 2】「データを活用した政策形成の推進」	31
【施策 3】「行政手続等のオンライン化の推進」	33
【施策 4】「アプリや AI 等を活用したデジタル自治体行政の推進」	35
【施策 5】「利用の機会等の格差是正に向けたデジタルデバイド対策の推進」	38
【施策 6】「マイナンバーカードの普及・活用」	40
【施策 7】「システム全体最適化等による業務改革の推進」	42
第 5 章 セキュリティの確保及び個人情報の保護.....	45
第 6 章 計画の推進に向けて	46
1 計画の推進体制	46
2 計画の進行管理	47

第1章 川崎市官民データ活用推進計画について

1 計画策定の趣旨

本市では、情報化の進展に対応するため、平成9(1997)年に川崎市情報化基本計画、平成18(2006)年に第2次川崎市情報化基本計画、平成28(2016)年に川崎市情報化推進プランを策定し、情報化施策を計画的かつ総合的に推進してきました。

この間、情報化を取り巻く環境は大きく変わっています。特にスマートデバイス（スマートフォン、タブレット等）の普及、クラウド¹の大容量化、通信速度の向上、さらに、端末などのセンサー技術の小型軽量化・低廉化により、モノのインターネット（IoT: Internet of things。以下「IoT」という。）の普及が進み、こうした技術の進歩とあいまって SNS(Social Networking Service) や動画投稿サイト等を通じた個人の情報発信能力が向上し、データ流通量も飛躍的に増大しています。

こうした技術の進歩やデータ流通量の増大を背景に、ビッグデータ²解析技術として、画像、映像等の処理を行う人工知能（Artificial Intelligence。以下「AI」という。）の技術が注目され、特に機械学習手法の一つであるディープラーニング³（深層学習）の登場により、膨大なデータを活用した高度な分析が可能となり、今後、新たな価値・サービスの創造や超少子高齢社会が抱える諸課題の解決など、様々な場面での活用が期待されています。

平成28(2016)年12月には、国や地方公共団体等が所有する官のデータと事業者等が所有する民のデータを活用することにより、安全・安心な社会や快適な生活環境の実現に寄与することを目的とした「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、同法第9条第3項では、市町村に官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画の策定に努めるよう求めています。

本市においても、少子高齢化の更なる進展により、平成42(2030)年に人口減少への転換が見込まれています。来るべき将来に向けては、AI等の新たなICTを活用し、行政サービスの向上や行財政運営の効率化を推進するとともに、本市に集積する高度先端技術等を活かした新たな価値・サービスの創造や超少子高齢社会が抱える諸課題の解決を図る必要があります。そのためには、データのオープン化やデータ活用に向けた基盤づくりなどの環境整備が重要となるため、本市や民間が所有しているデータの活用推進に向けた基本方針等を示した「川崎市官民データ活用推進計画」（以下「計画」という。）を策定します。

¹ クラウドコンピューティングの略。データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバ群（クラウド《雲》）にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態

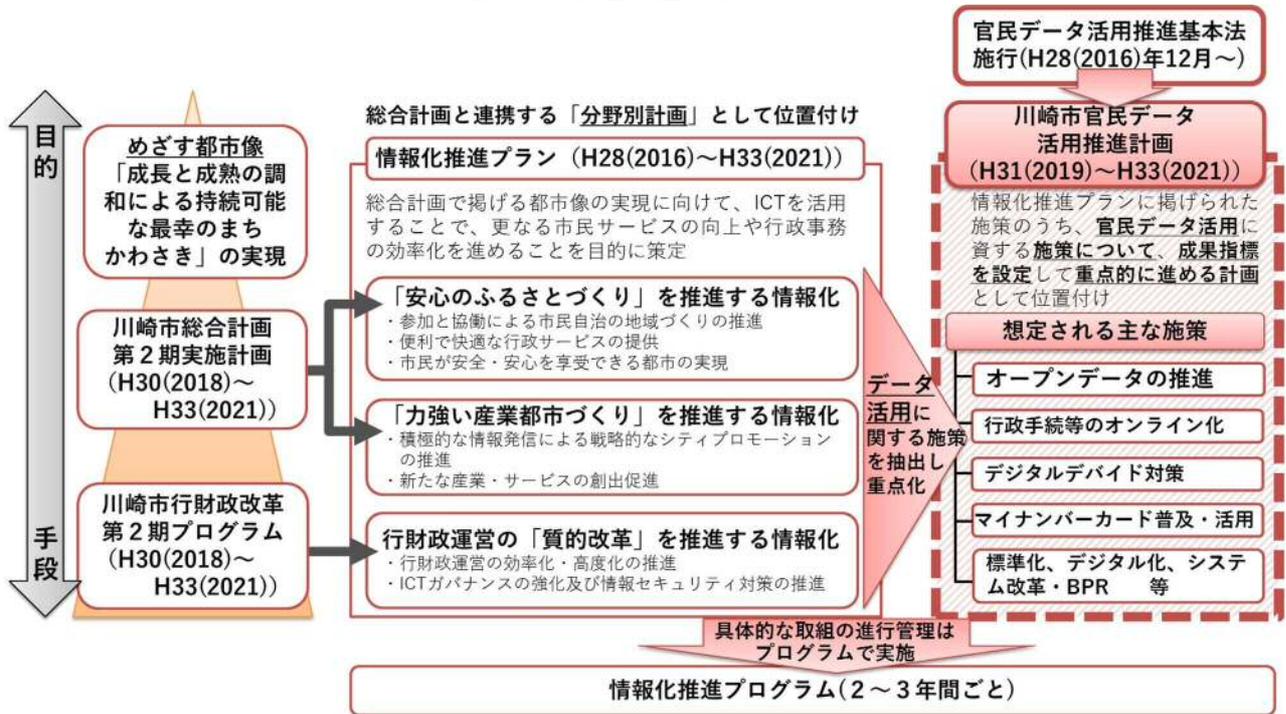
² ボリュームが膨大かつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなどがある。

³ ニューラルネットワーク（機械学習におけるアルゴリズムの1つ）を用いた機械学習における技術の1つ。情報抽出を一層ずつ多階層にわたって行うことで、高い抽象化を実現する。従来の機械学習では、学習対象となる変数（特徴量）を人が定義する必要があった。ディープラーニングは、予測したいものに適した特徴量そのものを大量のデータから自動的に学習することができる点に違いがある。

2 計画の位置付け

本計画は、川崎市総合計画(平成28年(2016)年3月)と連携する分野別計画として、ICTの戦略的・計画的な利活用に関する方針を示した「川崎市情報化推進プラン」に掲げられている施策のうち、官民データ活用推進基本法の趣旨に照らし、官民データ活用に関連した施策を、重点的に進める計画として位置付けるものです。

図 1-1 計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、平成31(2019)年度から、川崎市総合計画における第2期実施計画の計画期間の最終年となる平成33(2021)年度までとします。

図 1-2 計画期間

	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38以降 (2026)
川崎市総合計画											
基本構想	川崎市総合計画 基本構想 (30年間)										
基本計画	川崎市総合計画 基本計画 (10年間)										
実施計画	第1期 実施計画	第2期 実施計画				第3期 実施計画					
情報化推進プラン	情報化推進プラン						次期 情報化推進プラン				
川崎市官民データ活用推進計画				本計画			※次期計画については、国や県の動向を踏まえて検討				
情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム	情報化推進プログラム

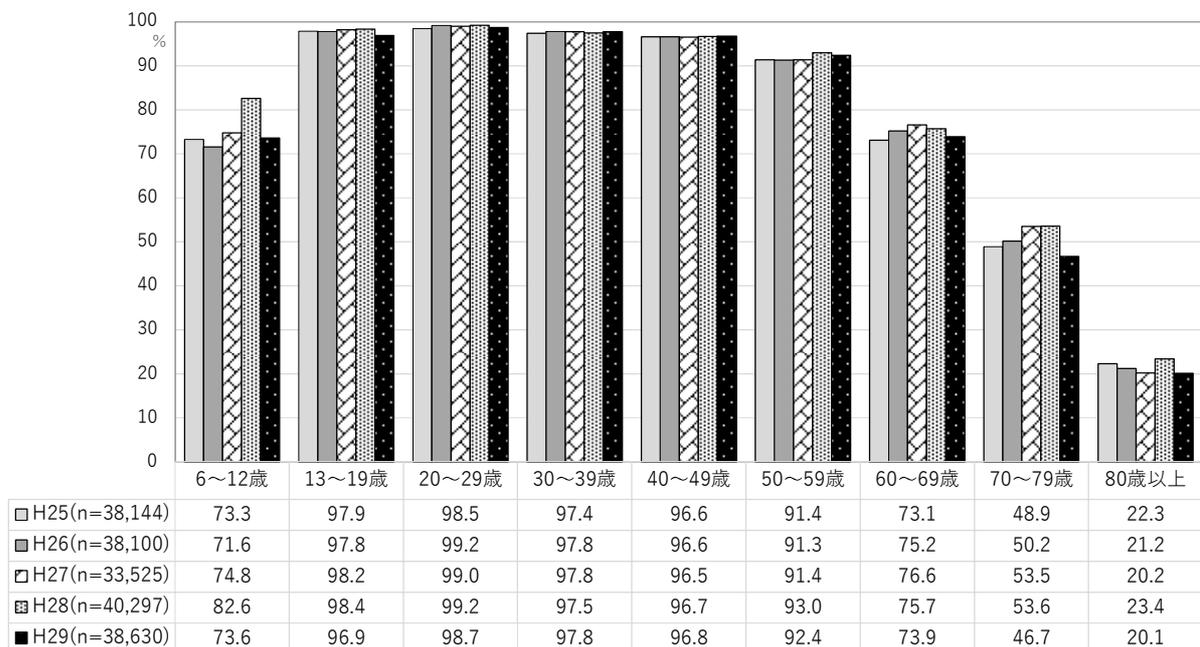
第2章 計画策定の背景

1 情報化を取り巻く環境

(1) インターネットの利用状況

インターネット利用者の年齢階層別の割合をみると、13～59歳の各年齢階層では、利用率が9割を上回っており、70～79歳においても、約5割の方がインターネットを利用している状況です。また、平成25(2013)年から平成29(2017)年の利用割合の推移をみると大きな変動はなく、各年齢層にわたってインターネットが利用されています。

図 2-1 インターネットの利用状況の推移



※ 無回答は除いて算出している。

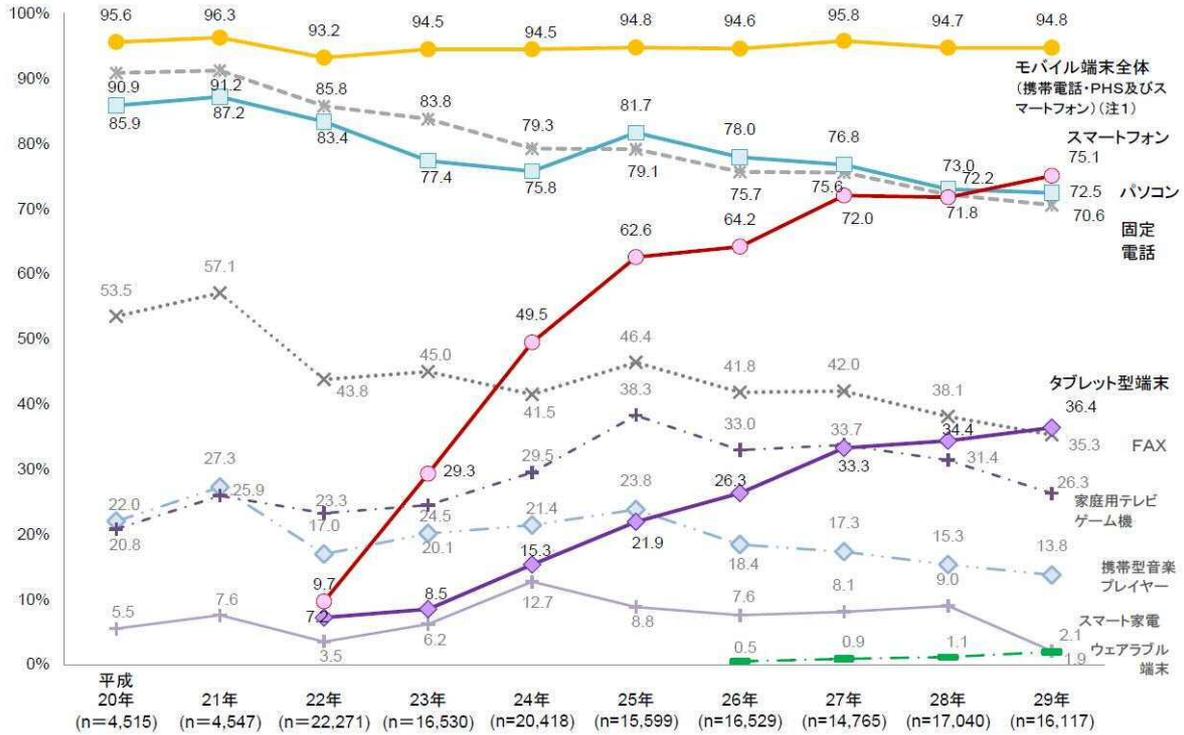
出典) 総務省 通信利用動向調査

(2) 情報通信機器の利用状況

① 情報通信機器の保有状況の推移 (世帯)

アップル社製の iPhone が平成19(2007)年に米国で発売されてから、スマートフォンは日本国内においても急速に普及してきており、この傾向は他の情報通信端末と比較するとより明確になっています。また、世帯の情報通信機器の保有状況を機器別にみると、平成29(2017)年に「モバイル端末全体」(94.8%)の内数である「スマートフォン」は75.1%となり、初めて「パソコン」(72.5%)を上回りました。

図 2-2 情報通信機器の保有状況の推移（世帯）



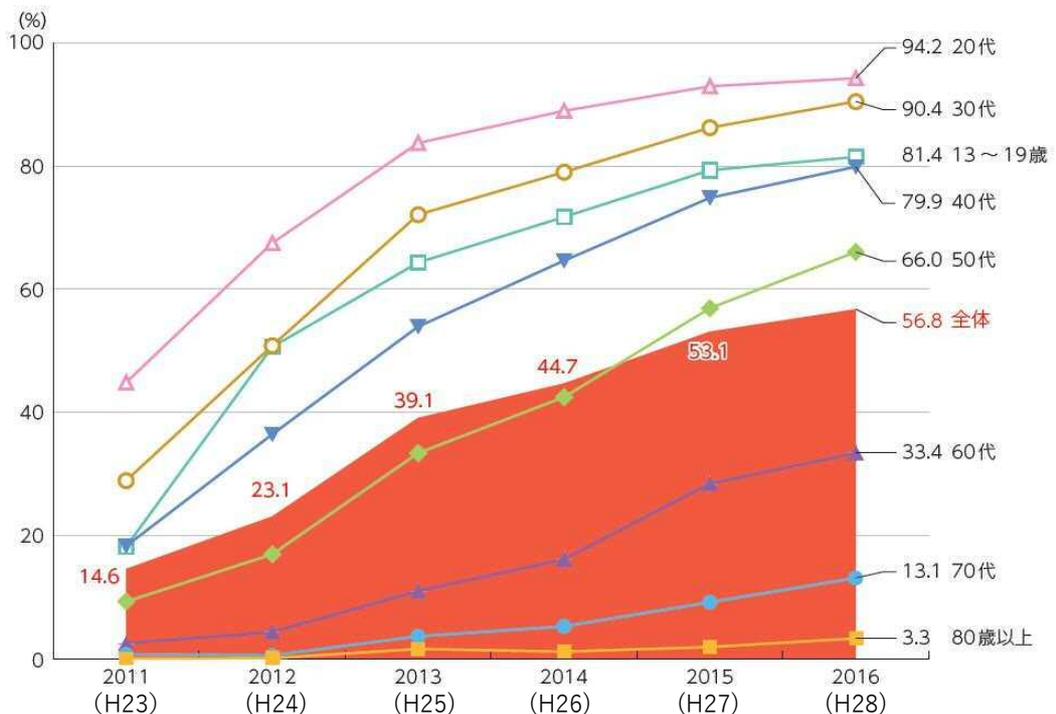
(注) 1. 「モバイル端末全体」には携帯電話・PHSと、平成21年から平成24年までは携帯情報端末(PDA)、平成22年以降はスマートフォンを含む。
 2. 経年比較のため、この図表は無回答を含む形で集計。

出典) 総務省 通信利用動向調査

② スマートフォン個人保有率の推移

個人のスマートフォンの保有率の推移をみると、平成23(2011)年に14.6%であったものが、平成28(2016)年には56.8%と5年間で約4倍に上昇しています。特に20代・30代はスマートフォンの保有率が9割を超えており、IoT時代の主要な情報通信機器になっていることがうかがえます。

図 2-3 スマートフォン個人保有率の推移

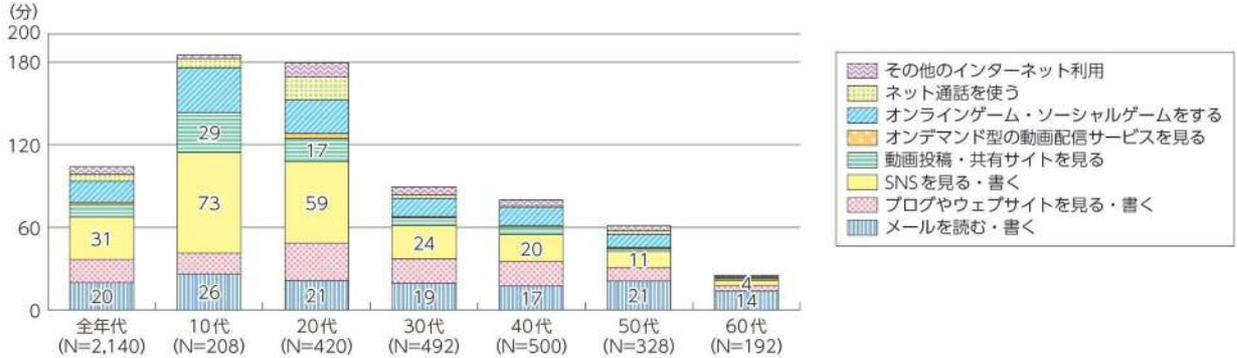


出典) 総務省 通信利用動向調査

③ スマートフォンのネット利用時間

10代及び20代で「SNSを見る・書く」が長く、「動画投稿・共有サイトを見る」も他の年代に比べると長くなっており、特徴的なスマートフォンの使い方をしていることがうかがえます。

図 2-4 スマートフォンのネット利用時間(平成 28(2016)年項目別・平日 1日当たり)

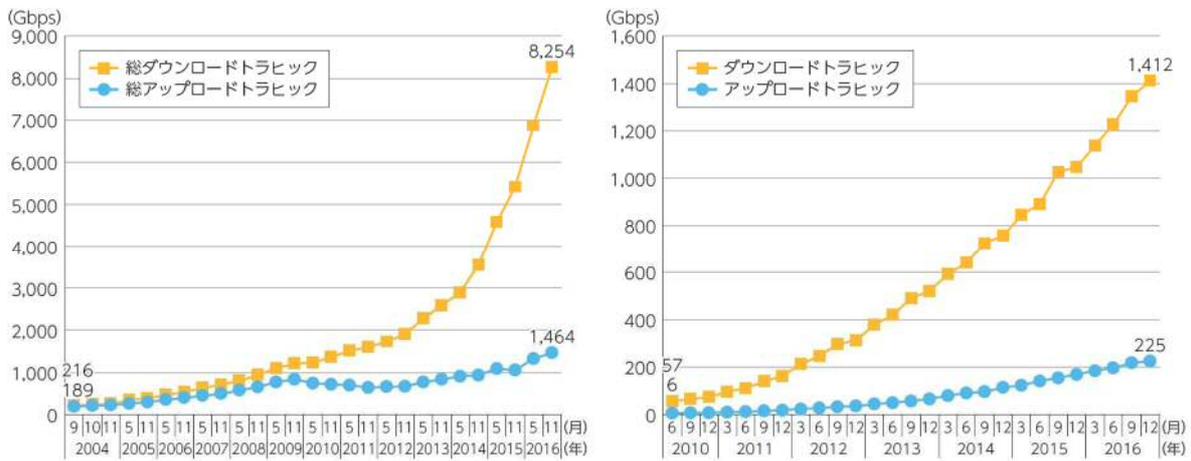


出典) 総務省情報通信政策研究所「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」

④ 通信量の増大

我が国のデータトラフィック⁴について見てみると、スマートフォン・タブレットの普及や利活用拡大、LTE等の4G(第四世代移動通信システム)の普及、HD(高精細)映像などの高品質なコンテンツの流通、医療や政府情報等を含む多様な情報のデジタル化など、あらゆる要因によりデータトラフィック量が増大しており、平成26(2014)年以降急速に伸びています。また、我が国の移動体通信のトラフィックについても毎年堅調なペースで拡大しています。

図 2-5 我が国のトラフィックの推移(左:ブロードバンド、右:移動体通信)



(出典) 総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」より作成

出典) 総務省「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」

⁴ 通信回線上で一定時間内に転送されるデータ量のこと。

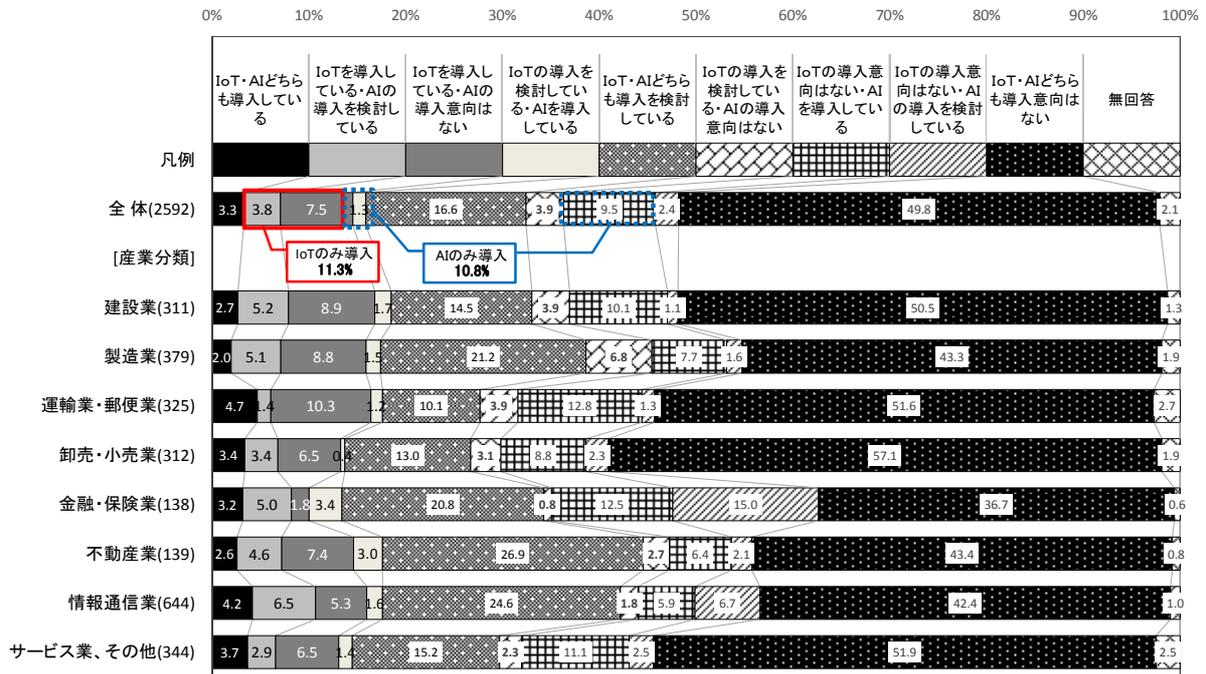
(3) AI や IoT 等の技術の進展とデータ利活用

① 企業におけるIoT・AI導入状況

「IoT・AIをどちらも導入している」と回答した企業の割合は3.3%、「IoTのみを導入している」企業は11.3%、「AIのみを導入している」企業は10.8%となっており、産業分類別にみると、金融・保険業は、AIを導入又は導入を検討している割合が最も高く、製造業や不動産業、情報通信業は、IoTを導入している又は導入を検討している割合が高くなっています。

一方で、「IoT・AIのどちらも導入意向はない」と回答した企業の割合は49.8%となっており、卸売・小売業については、57.1%と最も高くなっています。

図 2-6 IoT・AI導入状況

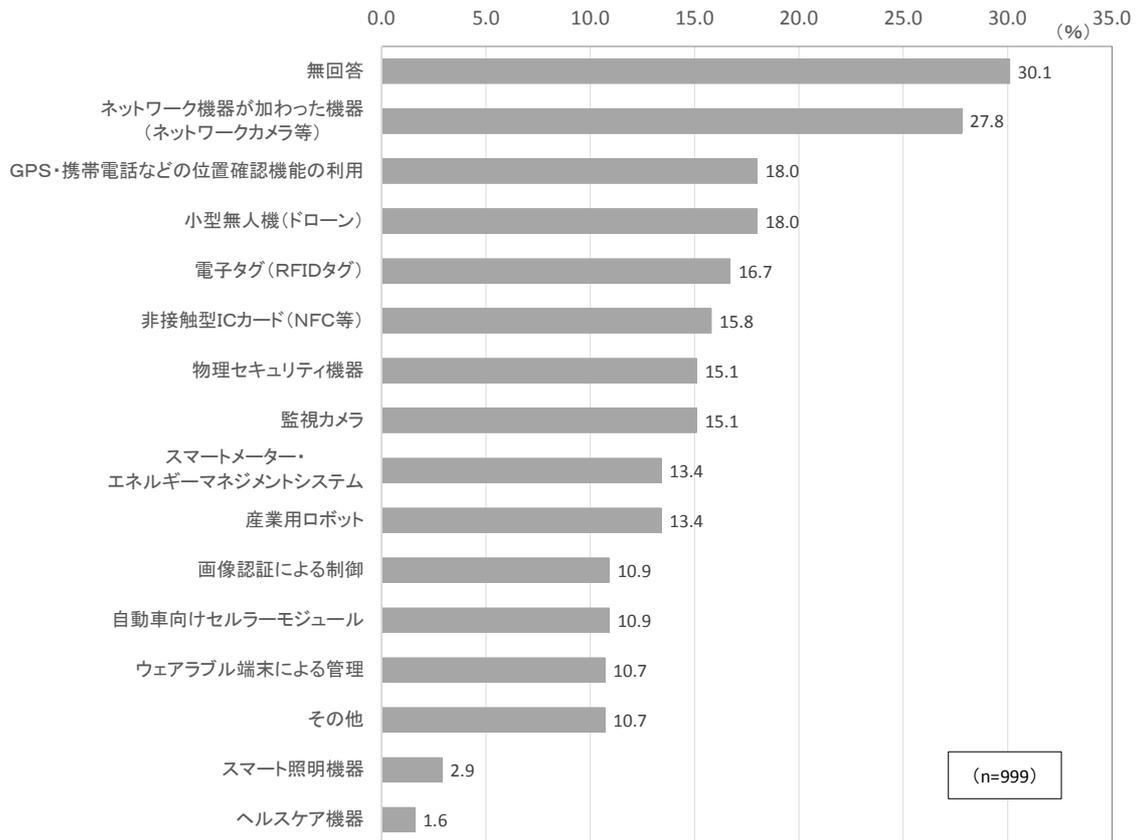


出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

② 導入又は導入を検討しているIoTのシステムやサービス

ネットワーク機器が加わった機器（ネットワークカメラ等）の割合が27.8%と最も高く、他のサービスを大きく引き離しています。次に、GPS・携帯電話などの位置確認機能の利用及び小型無人機（ドローン）の割合が18%となっており、以降、電子タグ（RFIDタグ）、非接触型ICカード（NFC等）などの割合が高くなっています。

図 2-7 導入又は導入を検討しているIoTのシステムやサービス（複数回答）

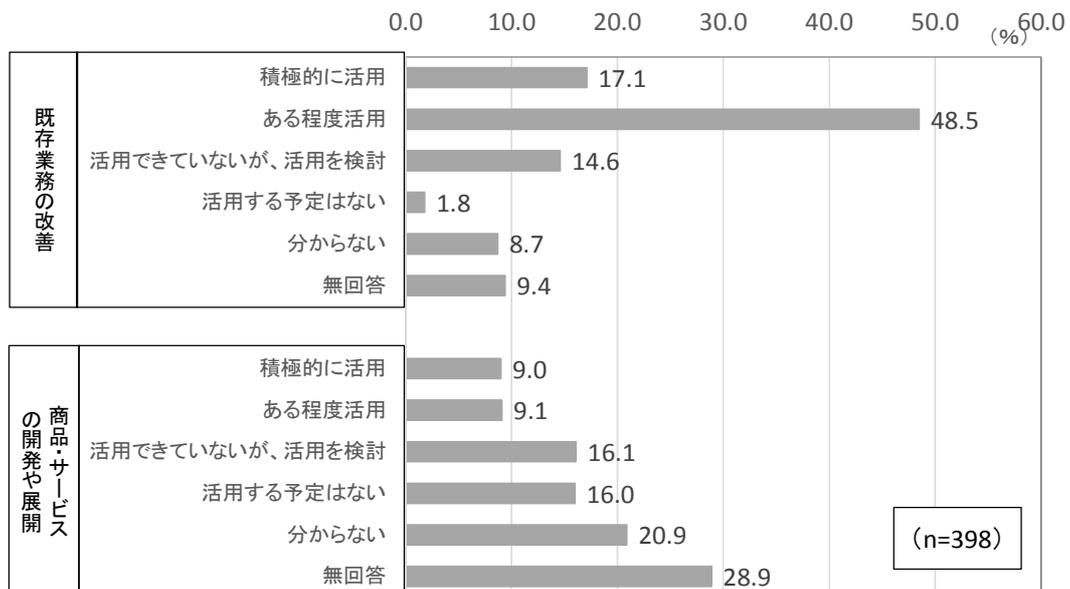


出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

③ IoTにより収集・蓄積したデータの活用状況

IoTを導入している企業のうち、IoTにより収集・蓄積したデータの活用について、「既存業務の改善」に「積極的に活用」又は「ある程度活用」と回答した企業の割合は 65.6%と高くなっている一方、「商品・サービスの開発や展開」に「積極的に活用」又は「ある程度活用」と回答した企業の割合は 18.1%と低くなっています。

図 2-8 IoTにより収集・蓄積したデータの活用状況

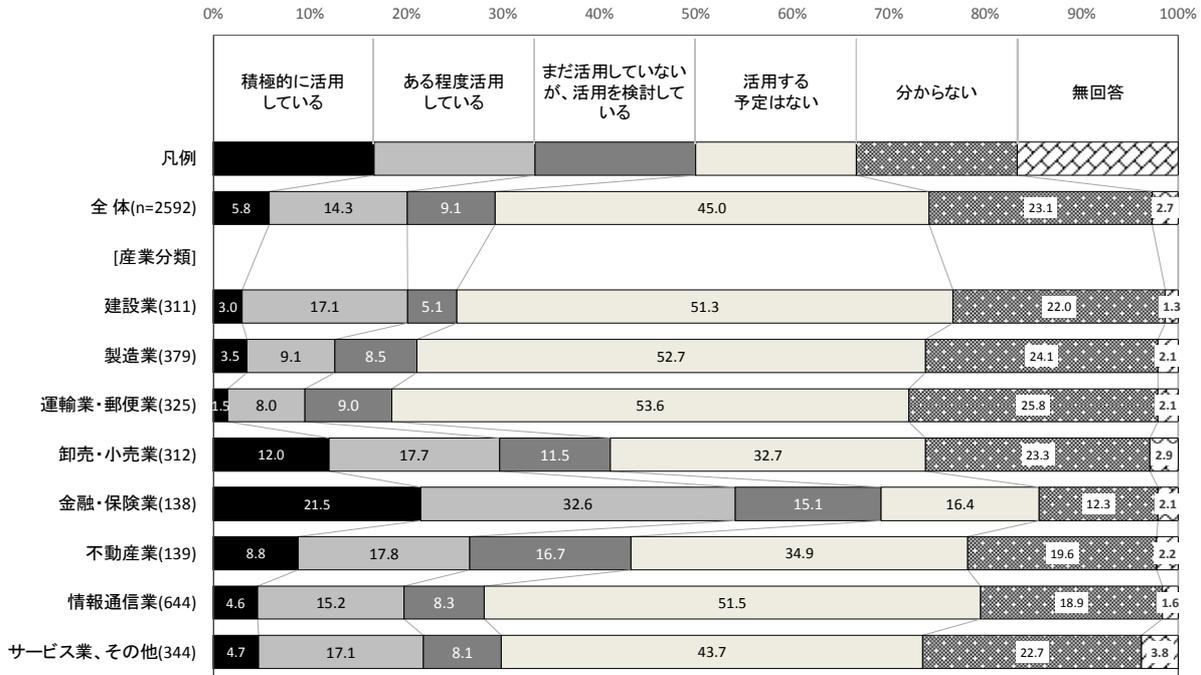


出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

④ 企業における個人データの活用状況

サービス開発・提供等のため、サービス等から得られる個人データ（顧客の基本情報、登録情報など）を「積極的に活用している」又は「ある程度活用している」と回答した企業の割合は20.1%となっており、特に金融・保険業での割合は54.1%と、個人データの活用が進んでいます。ただし、企業全体でみると「活用する予定はない」又は「分からない」と回答した企業の割合は68.1%と、個人データ活用に前向きでない企業が多くを占めています。

図 2-9 企業における個人データの活用状況



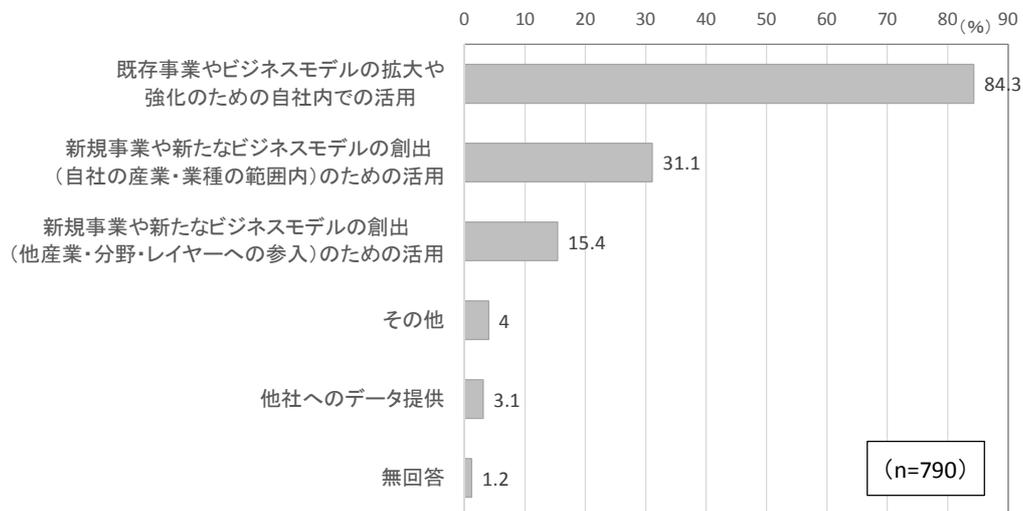
※データ活用は、他社へのデータ提供(第三者提供)も含む

出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

⑤ 企業における個人データの活用方法

個人データの活用方法としては、「既存事業やビジネスモデルの拡大や強化のための自社内での活用」と回答した企業の割合が84.3%と最も高くなっています。

図 2-10 企業における個人データの活用方法（複数回答）

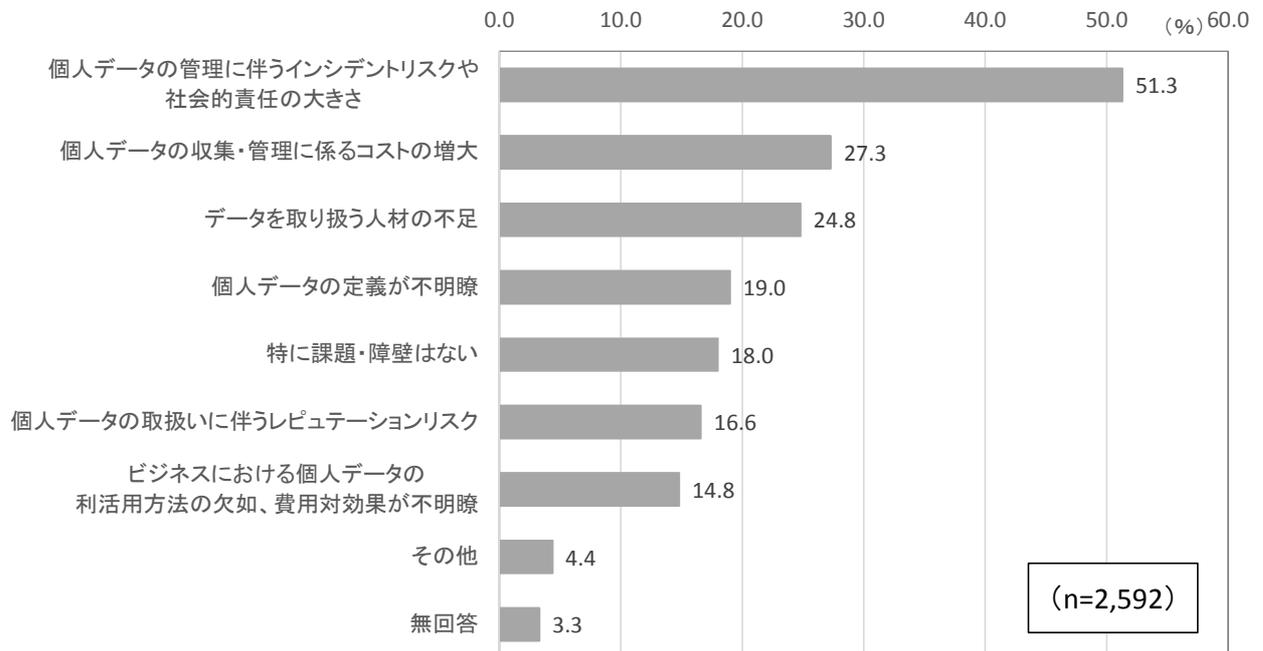


出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

⑥ 個人データの取扱いに関して想定される課題・障壁

個人データの取扱いに関する課題・障壁としては、「個人データの管理に伴うインシデントリスクや社会的責任の大きさ」と回答した企業の割合が51.3%と最も高くなっています。

図 2-11 個人データ取扱いに関して想定される課題・障壁（複数回答）

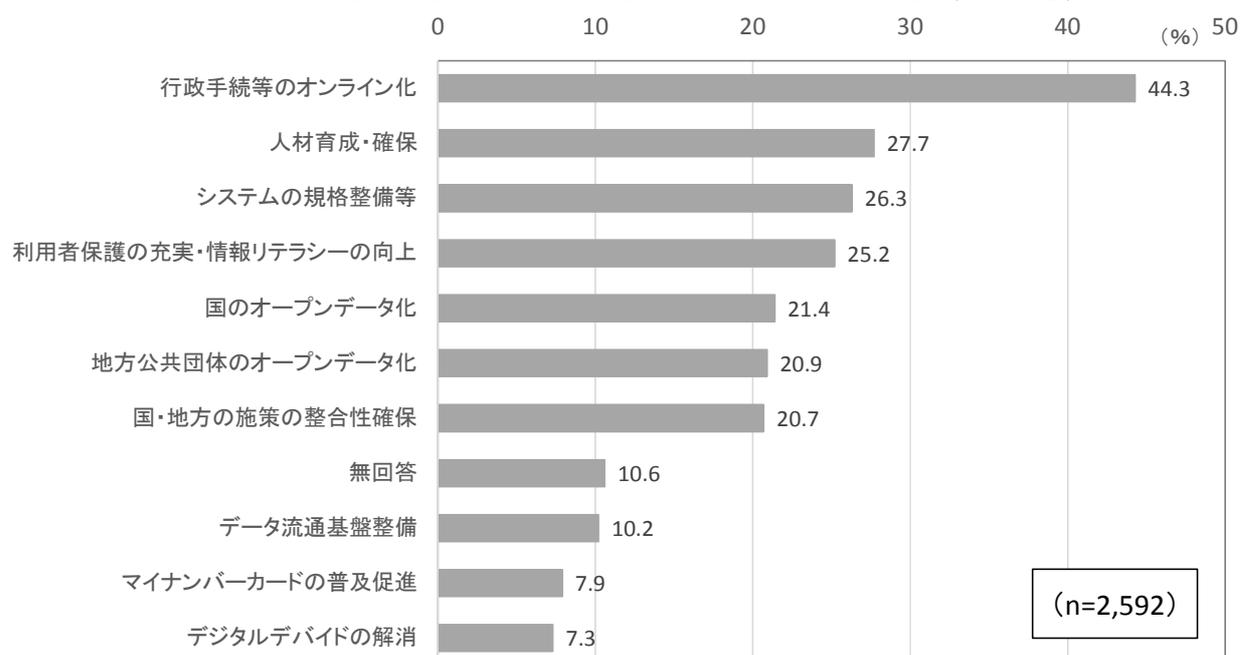


出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

⑦ ICT利活用促進のために国や地方公共団体に求める役割

ICT利活用促進のために国や地方公共団体に求める役割としては、「行政手続等のオンライン化」と回答した企業の割合が44.3%と最も高くなっています。次に「人材育成・確保」が27.7%、「システムの規格整備等」が26.3%と続いています。

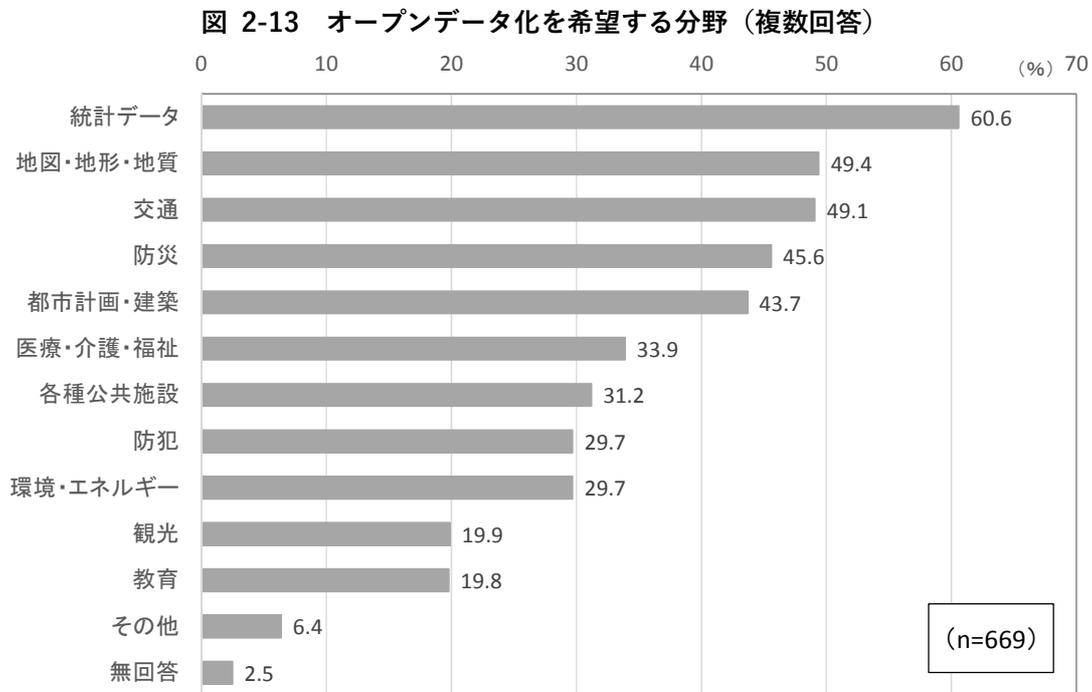
図 2-12 ICT利活用促進のために国や地方公共団体に求める役割（複数回答）



出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

⑧ オープンデータ化を希望する分野

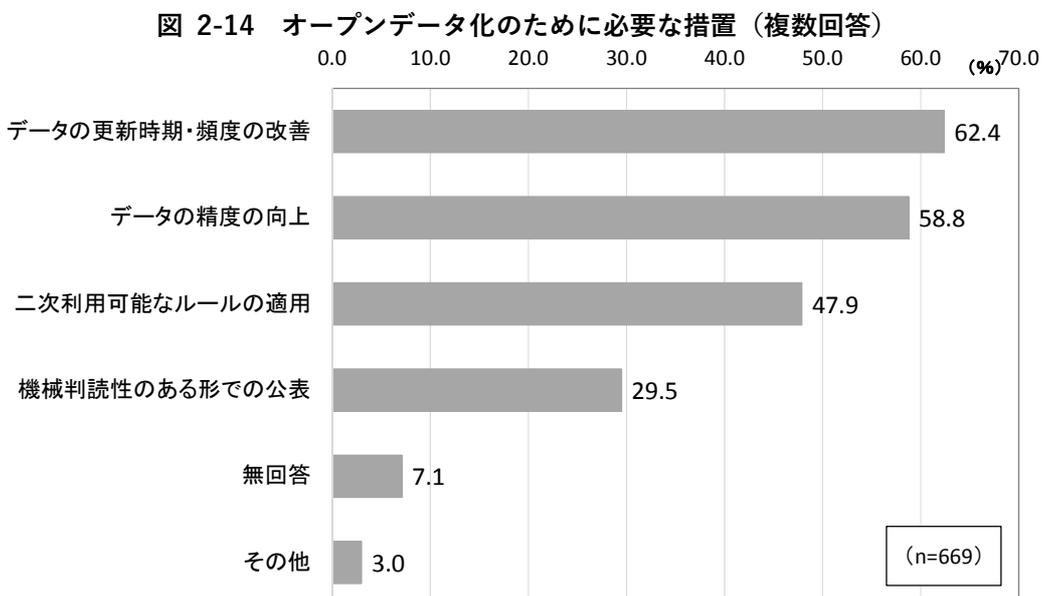
ICT利活用促進のために国や地方公共団体に求める役割として、「オープンデータ化の推進」と回答した企業のうち、オープンデータ化を希望する国や地方公共団体が保有しているデータの分野としては、「統計データ」と回答した企業の割合が最も高く60.6%となっています。続いて「地図・地形・地質」、「交通」、「防災」、「都市計画・建築」などのデータの割合が高くなっています。



出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

⑨ オープンデータ化のために必要な措置

オープンデータを容易に利用できるための必要な措置としては、「データの更新時期・頻度の改善」と回答した企業の割合が62.4%と最も高く、続いて「データの精度の向上」が58.8%、「二次利用可能なルールの適用」が47.9%となっています。



出典) 総務省 平成 29(2017)年度 通信利用動向調査(企業編)

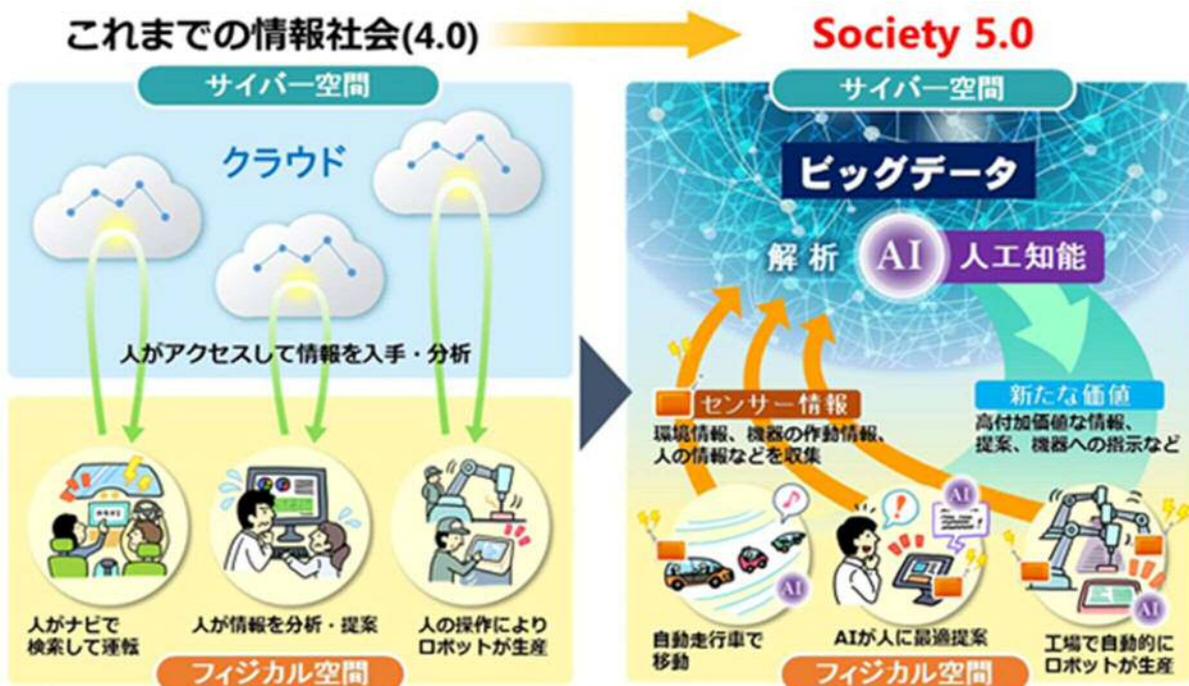
2 国の動向

(1) 国の IT 戦略の変遷

国では、全ての国民が IT を積極的に活用し、その恩恵を最大限に享受できるため、超高速ネットワークインフラの整備、電子商取引、電子政府等のルール整備、人材育成等を柱とする「e-Japan 戦略」を平成 13(2001)年 1 月に策定し、その後、平成 15(2003)年 7 月に策定された「e-Japan 戦略 II」を始めとする戦略の累次の見直しを行いながら、IT の利活用に重点を移しつつ、世界最先端の IT 国家を目指して政策を推進してきました。

さらに、ICTが発展し、ネットワーク化やIoTの利活用が進む中、世界では、ドイツの「インダストリー4.0」、米国の「先進製造パートナーシップ」、中国の「中国製造 2025」等、ものづくり分野でICTを最大限に活用し、第4次産業革命とも言うべき変化を先導していく取組が、官民協力の下で打ち出され始めている中、政府は、平成 28(2016)年 1 月に、科学技術振興の総合計画である「第 5 期科学技術基本計画」を閣議決定し、ICTを最大限に活用し、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実世界）を融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会⁵」を未来社会の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組を更に深化させつつ「Society 5.0⁶」として強力に推進し、世界に先駆けて超スマート社会を実現していくことを目指しています。

図 2-15 Society 5.0 のしくみ



出典) 内閣府ホームページ

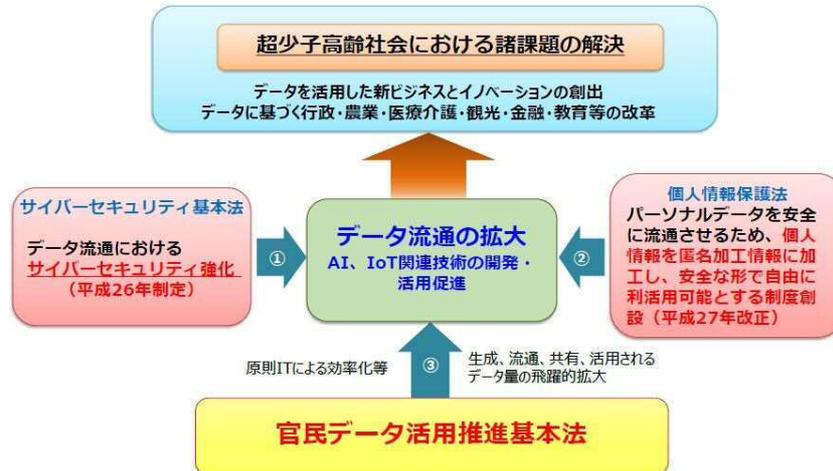
⁵ 必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことのできる社会のこと。

⁶ 狩猟社会 (Society 1.0)、農耕社会 (Society 2.0)、工業社会 (Society 3.0)、情報社会 (Society 4.0) に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

(2) 官民データ活用推進基本法の制定

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備するため、官民データの適正かつ効果的な活用の推進に関する基本理念を定めた、「官民データ活用推進基本法（以下「基本法」という。）」が平成28(2016)年12月に施行され、国のIT戦略に官民データ活用の推進が加わりました。

図 2-16 官民データ活用推進基本法制定の背景



出典) 首相官邸ホームページ

① 基本理念

- 1) 自立的で個性豊かな地域社会の形成、新事業の創出、国際競争力の強化等を図り、活力ある日本社会の実現に寄与
- 2) 官民データ活用により得られた情報を根拠とする施策の企画及び立案により、効果的かつ効率的な行政の推進に資する（EBPM：根拠に基づく政策立案）。
- 3) 官民データ活用の推進に当たって、
 - ・安全性及び信頼性の確保、国民の権利利益、国の安全等が害されないようにすること。
 - ・国民の利便性の向上に資する分野及び当該分野以外の行政分野での情報通信技術の更なる活用
 - ・国民の権利利益を保護しつつ、官民データの適正な活用を図るための基盤整備
 - ・多様な主体の連携を確保するため、規格の整備、互換性の確保等の基盤整備
 - ・AI、IoT、クラウド等の先端技術の活用

② 基本的施策

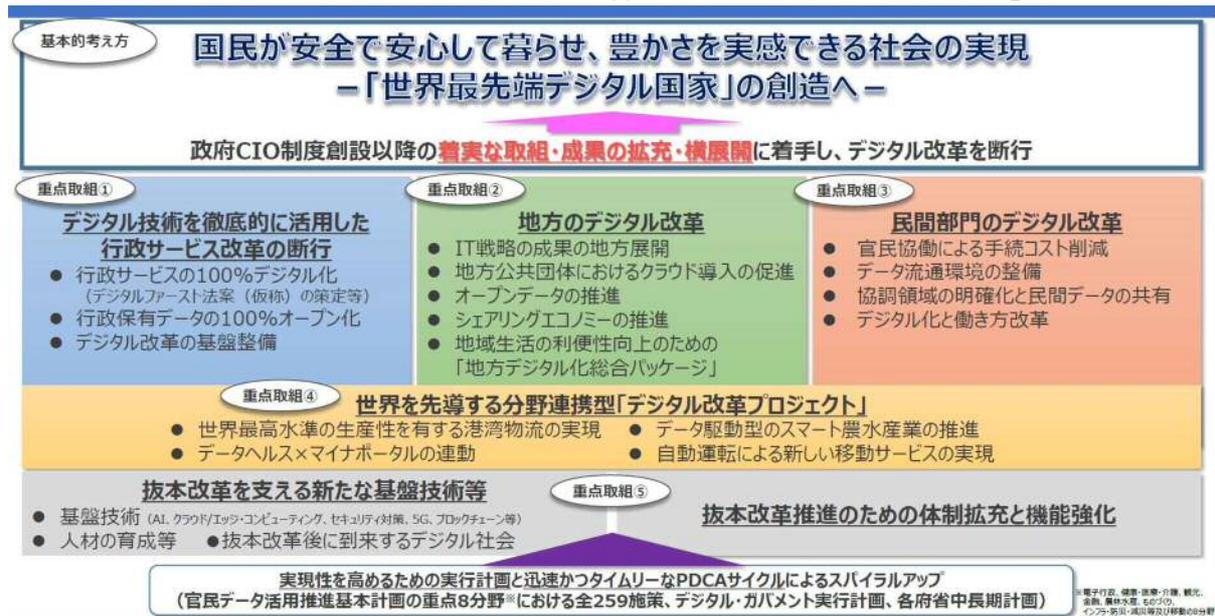
- 1) 手続における情報通信の技術の利用等について（オンライン原則）
- 2) 国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等（オープンデータ）
- 3) 個人の関与の下での多様な主体による官民データの適正な活用（いわゆる情報銀行、データ取引市場）
- 4) 多様な分野における横断的な官民データ活用基盤の整備（システム改革、BPR⁷、標準化、サービスプラットフォーム）
- 5) 利用の機会等の格差の是正（デジタルデバイド対策）
- 6) マイナンバーカードの普及・活用計画、研究開発の推進、人材育成、普及啓発等
- 7) 国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等

⁷ Business Process Re-engineering の略。既存の業務内容や業務フローを全面的に見直し、再設計（リエンジニアリング）すること。

(3) 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画の策定

基本法第8条第1項に基づき、官民データ活用の推進に係る国の基本的な計画として、全ての国民がIT・データ利活用の便益を享受するとともに、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指し、平成29(2017)年5月30日に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が閣議決定されました。さらに、世界最先端デジタル国家の創造に向け、平成30(2018)年6月15日に計画内容の変更が閣議決定され、計画名称も「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（以下「基本計画」という。）」に変更されました。

図 2-17 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」について



出典）首相官邸ホームページ

① 「最先端デジタル国家」の創造に向けた重点取組

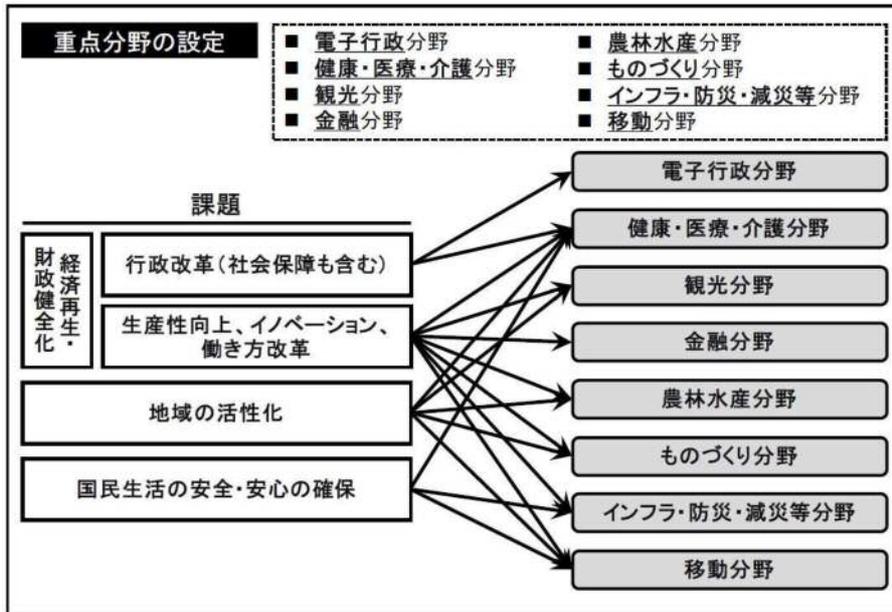
ITを活用した社会システムの抜本改革として、5つの重点的な取組が示され、特に重点取組①のデジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行では、行政サービスの100%デジタル化が目標として示されたほか、重点取組②の地方のデジタル改革では、平成32(2020)年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%とする目標などが示されています。

② データ活用の推進により解決が期待される8つの分野

我が国が集中的に対応すべき、①経済再生・財政健全化、②地域の活性化、③国民生活の安全・安心の確保といった諸課題に対し、官民データ利活用の推進等を図ることで、その解決が期待される8つの分野⁸（電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動）を重点分野として指定しています。

⁸ AI、IoTなどの技術と官民データの活用により、例えば、観光分野では、観光をきっかけとした観光先でのビジネス創出や起業、農林水産分野では収量や農作物の品質向上、インフラ分野では建設現場工程の効率化、移動分野では道路や公共交通の混雑緩和や物流効率化など、諸課題の解決が期待される。

図 2-18 諸課題と重点分野の関係



出典) 首相官邸ホームページ

③ 官民データ活用による EBPM⁹の推進

国民に信頼される行政を展開するために、EBPM サイクルの構築により、政策部門が官民データ等を積極的に利活用して、証拠に基づく政策立案を推進する必要があるとしています。

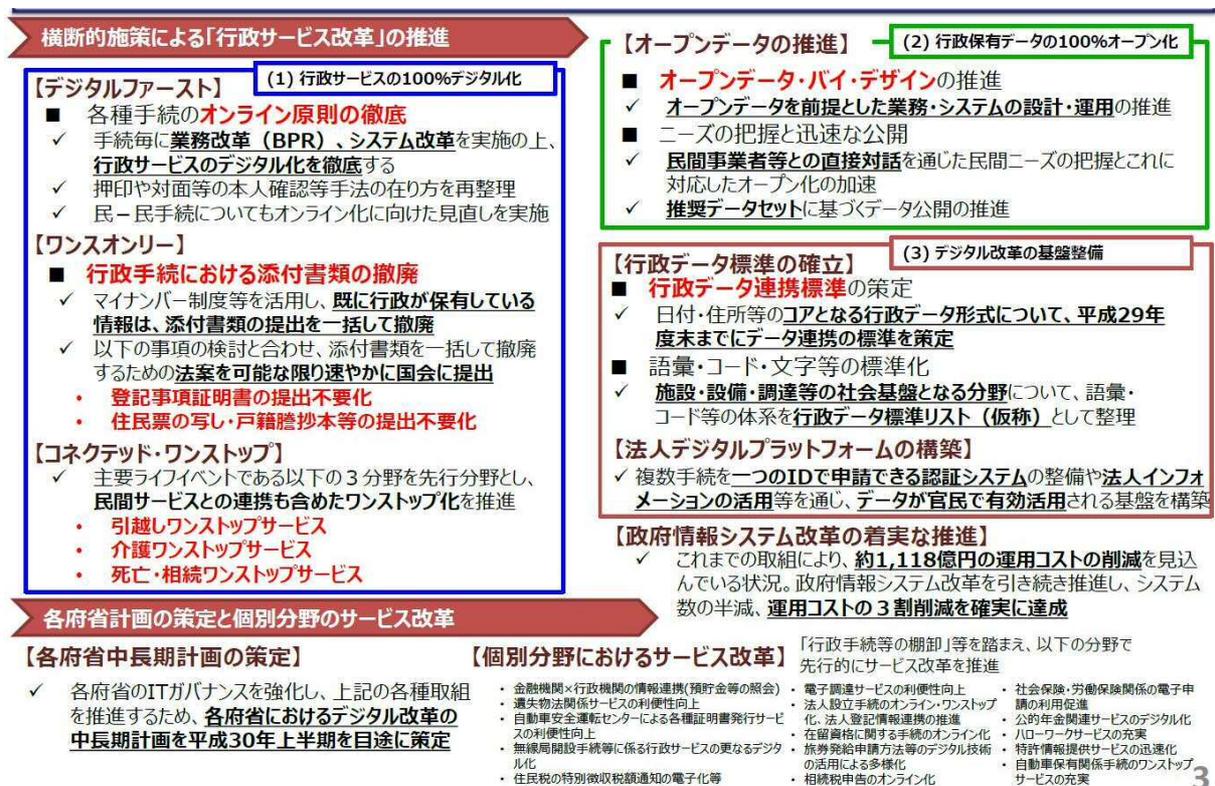
⁹ Evidence Based Policy Making の略で、統計や業務データなどの客観的な証拠に基づく政策立案のこと。

(4) デジタル・ガバメント実行計画の策定

基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針¹⁰」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現させるとともに、基本計画に掲げられた重点分野の一つである電子行政分野を深掘りし、詳細化した計画として、平成30(2018)年1月にeガバメント閣僚会議で「デジタル・ガバメント実行計画」が策定されました。

地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進のため、国は、利用者中心の行政サービスの提供と効果・効率的な行政運営の実現に寄与することを目指し、地方公共団体に対し「サービス設計12箇条」に基づくサービスデザイン思想を紹介するほか、地方公共団体の壁を越えたサービスやプラットフォームの標準化、共通化も含め、IT化・業務改革(BPR)の取組を支援することとしています。

図 2-19 デジタル・ガバメント実行計画 具体的な取組 (主なもの)



出典) 首相官邸ホームページ

¹⁰ 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成12(2000)年法律第144号)及び官民データ活用推進基本法(平成28(2016)年法律第103号)並びにこれらに基づく「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成29(2017)年5月30日閣議決定)の下、国民や事業者が行政サービスの生み出す価値を享受できるよう、サービスの在り方に焦点を当て、デジタル社会に向けた電子行政の目指す方向性を示すものである。

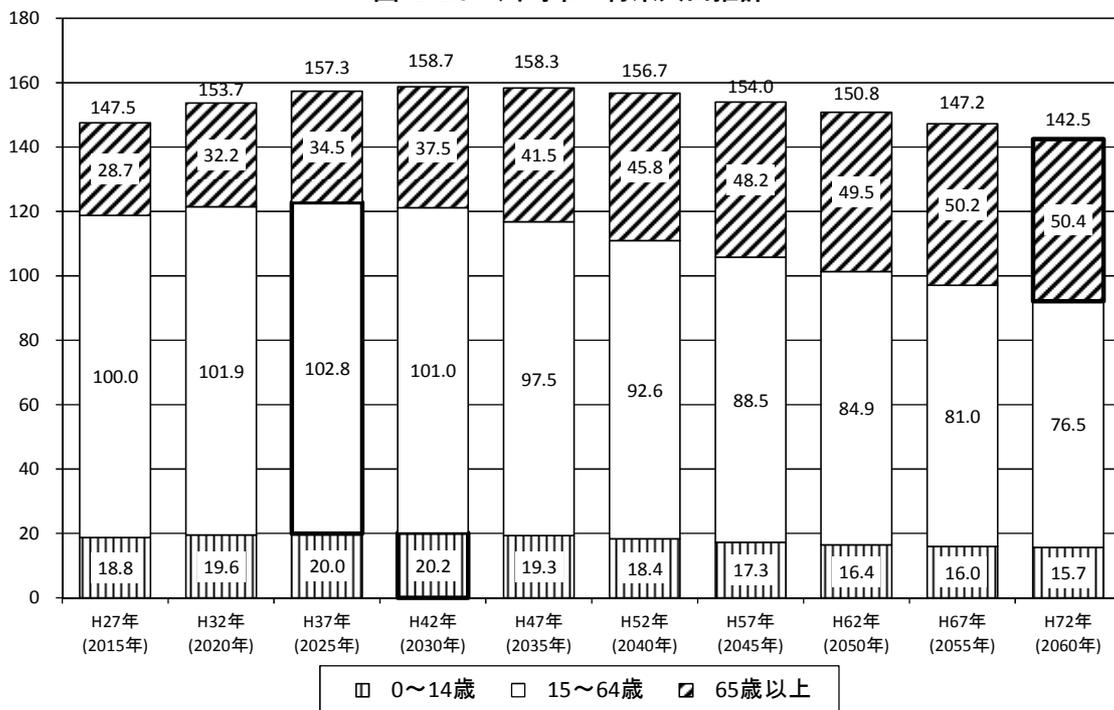
3 川崎市の現状と課題

(1) 少子高齢化の更なる進展と人口減少への転換

川崎市の人口は、全国的に人口が減少に転じる中、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性などから、活力ある都市として人口の増加が続き、その結果、平成 29(2017)年 4 月に 150 万人を超えました。

一方、平成 29(2017)年に行った本市の「将来人口推計」では、今後、少子高齢化が更に進展し、平成 32(2020)年以降に 65 歳以上人口の比率が 21%を超える超高齢社会が到来し、平成 42(2030)年には、生産年齢人口が減少に転じる中、人口はピーク（158.7 万人）を迎え、その後、人口減少へ転換していくことが予測されています。さらに、平成 72(2060)年には、現役世代約 1.5 人で 1 人の高齢者を支える状況となることを見込まれるなど、今まで経験したことのない様々な課題に直面していくことが予想され、AI などの新たな ICT と官民のデータを活用することで、こうした課題に対応していく必要があります。

図 2-20 川崎市の将来人口推計



出典) 川崎市総合計画 第2期実施計画の策定に向けた将来人口推計

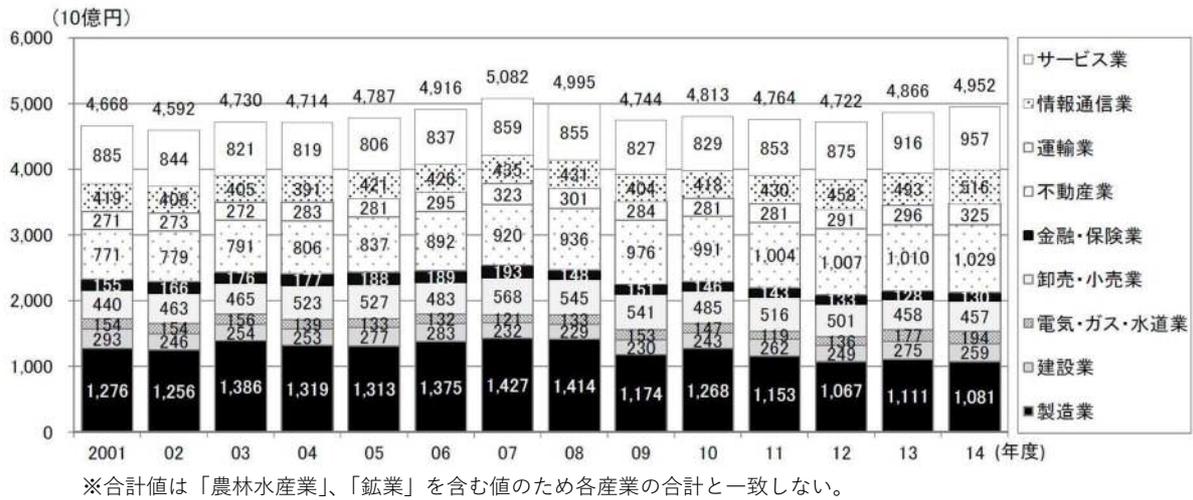
(2) 本市における産業構造の推移と特徴

① 市内総生産の推移

産業別に市内総生産の構成をみると、製造業が最も大きく、次いで不動産業、サービス業の順となっており、これら3業種で産業活動による生産額の7割弱を占めています。

製造業の推移をみると、世界金融危機後の平成 21(2009)年度に大幅に減少し、平成 22(2010)年度に一旦は回復したものの、その後再び減少傾向となり、平成 23(2011)年度以降は平成 21(2009)年度時点を下回る水準で推移しています。一方、不動産業については、毎年微少なながらも増加し続け、サービス業については、世界金融危機後に一旦減少したものの、その後増加し続けています。

図 2-21 本市の経済活動別市内総生産の推移



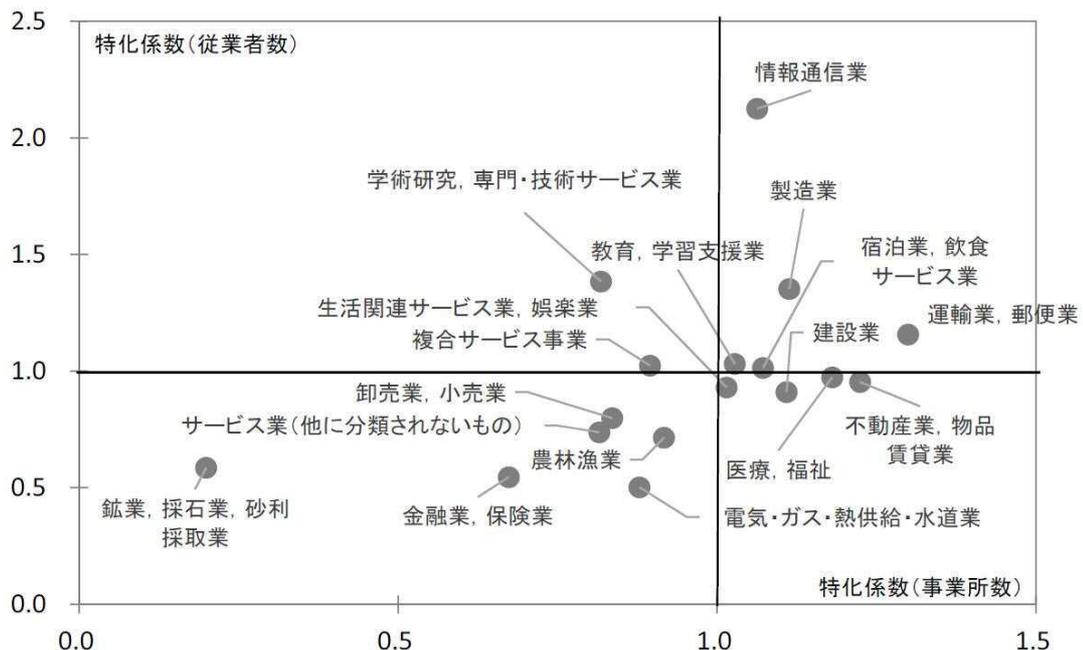
出典)川崎市「平成 26(2014)年度 川崎市市民経済計算」

② 大都市と比較した本市の事業所数と従業者数の特化係数等

事業所数の産業別構成比の大都市における特化係数¹¹をみると、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「不動産業、物品賃貸業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「医療、福祉」などが1を超えており、他の大都市と比較して本市は、これらの産業の集積が特徴であることが分かります。

従業者数の産業別構成比の特化係数をみると、「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「学術研究、専門・技術サービス業」などが1を超えており、他の大都市と比較して、相対的に高くなっています。

図 2-22 本市の事業所数と従業者数の特化係数(平成 28(2016)年)

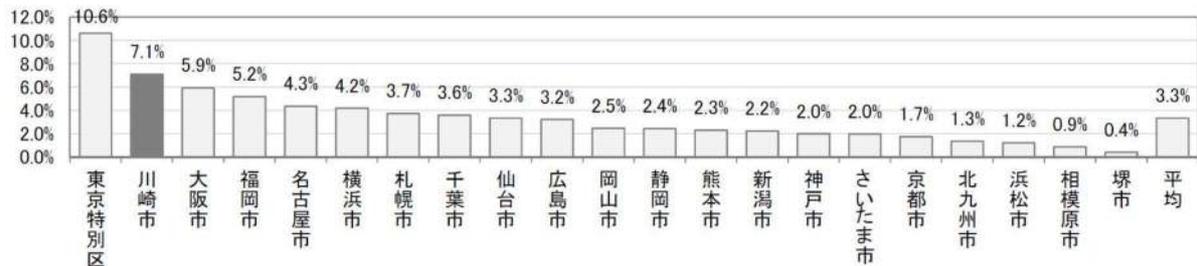


出典) 総務省「経済センサス(平成 28 (2016)年)」

¹¹ 「構成比(市) / 構成比(大都市)」により算出。産業構造が大都市の平均値と比べてどの程度偏りがあるかを表すもので、1を超えていれば大都市の平均に比べ相対的に特化している。

さらに、「情報通信業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」の全産業に占める割合を他の大都市と比較すると、いずれも東京特別区に次いで2位となっており、両産業は本市における特徴的な産業となっており、こうした本市の特徴を生かし、データを活用した新たなサービスや新規ビジネスの創出、企業や行政との協働によるイノベーションの創出などにつながっていく必要があります。

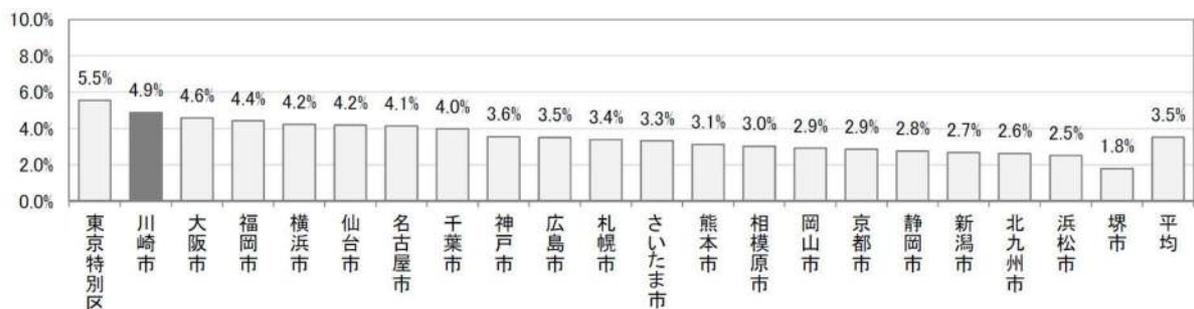
図 2-23 21 大都市の情報通信業の従業者割合(平成 28(2016)年)



※数値は速報値

出典) 総務省「経済センサス(平成 28(2016)年)」

図 2-24 21 大都市の学術研究、専門・技術サービス業の従業者割合(平成 28(2016)年)



※数値は速報値

出典) 総務省「経済センサス(平成 28(2016)年)」

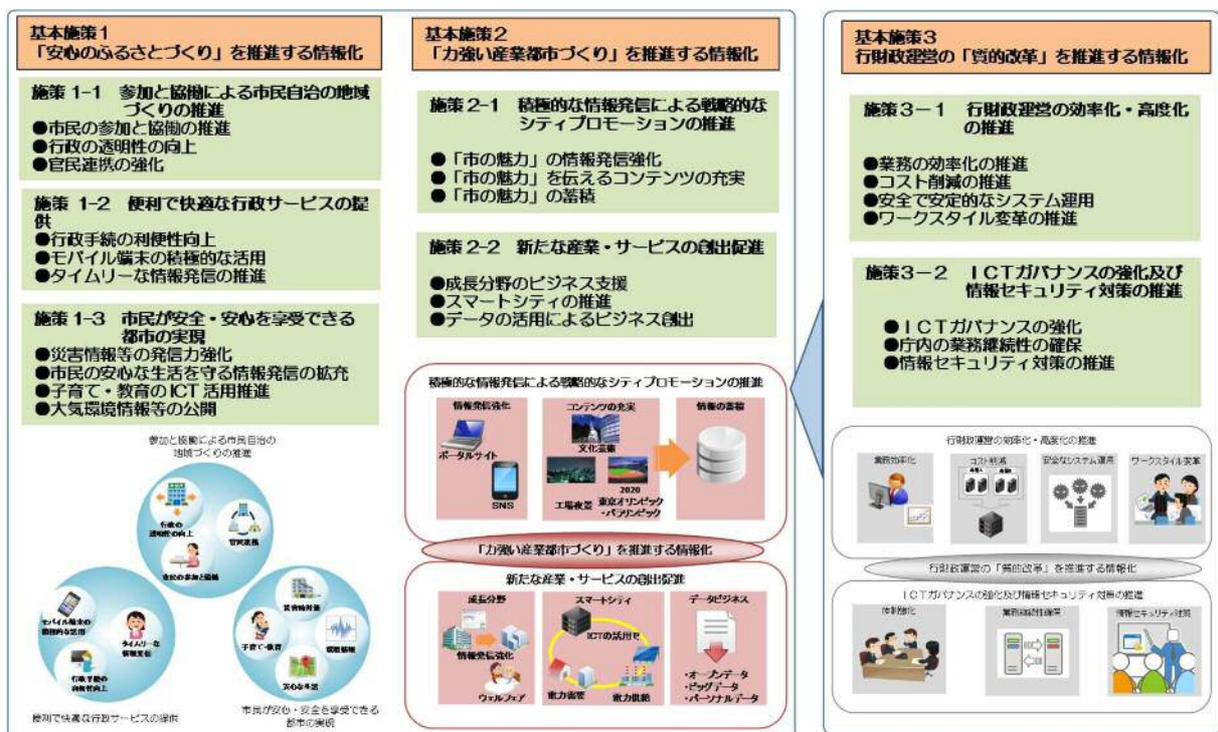
4 川崎市におけるこれまでの情報化施策やデータ活用に関する取組

(1) 情報化推進プランに基づく取組

川崎市情報化推進プランは、川崎市総合計画が目指す都市像である「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現に向けて、本市における ICT の戦略的・計画的な活用に関する方針を示したプランとして、平成 28(2016)年 3 月に策定しました。

同プランに基づき、地域に関する情報を一体的に発信できる情報集積プラットフォームとしての役割を担う「かわさきアプリ」による官民連携による取組や、市民を始め来訪者など市内にいる全ての方々の利便性向上や災害発生時における通信手段の確保に向けた公衆無線 LAN 環境（かわさき Wi-Fi）の整備など、ICT を効果的・積極的に活用した更なる市民サービスの向上や行政事務の効率化を進めるための取組を推進しています。

図 2-25 情報化推進プランにおける基本施策別の施策の基本方向



(2) オープンデータ化の推進に向けた取組

① オープンデータの活用のガイドラインの策定

「オープンデータ」の取組を推進していくため、平成 26(2014)年に本市における全庁的な推進体制として「川崎市オープンデータ推進部会」を組織し、各種データのオープンデータ化やオープンデータの利活用について検討を進め、平成 26(2014)年 10 月にオープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性等について示した「川崎市オープンデータの推進に関するガイドライン」を取りまとめました。

ガイドラインでは、オープンデータの活用を促進する意義・目的として、行政の透明性・信頼性の向上や、市民参加、市民・企業等との協働を推進するほか、地域経済の活性化、行政における業務の高度化・効率化を掲げています。

また、積極的にオープンデータ化する情報としては、次のとおりとしています。

- ▶ 防災・減災情報、地理空間情報、統計情報
- ▶ 市民・事業者等からの利用ニーズや問合せが多い情報
- ▶ 本市の主要施策に関する情報や、積極的に広報を行う必要のある情報

② オープンデータカタログページの開設

人口統計や防災・消防、工業統計などの様々な分野の情報について、加工しやすい形式で提供するオープンデータカタログページを、平成 30(2018)年 2 月に本市公式ホームページ内に開設しました。平成 30(2018)年 10 月末現在、人口統計や避難所一覧など、197 件のデータセット（処理しやすいデータのまとめ）、4,859 件のデータファイルを公開し、月平均で約 3,400 件のダウンロード数がある状況です。



(3) AI 等の新たな ICT を活用した取組

AI を活用し、今後の行政サービスの在り方や業務改善につなげていくため、株式会社三菱総合研究所の協力の下、スマートフォン等を通じて、利用者が入力した質問を AI が解釈し、あらかじめ登録された標準的な行政サービスに対する質問と回答に関するデータに基づいて、チャット形式で回答するという「AI を活用した問合せ対応支援サービス」を、平成 28(2016)年 9 月には子育て分野を対象に、平成 30(2018)年 3 月には行政サービス分野全般を対象に実証実験を実施し、一定のニーズがあることが確認されました。



出典) 三菱総合研究所 & 日本ビジネスシステムズ

(4) 企業と連携したデータ利活用に関する取組

公益財団法人川崎市産業振興財団と連携しながら取り組んでいる「かわさき IoT ビジネス共創ラボ¹²」のオープンデータ活用ビジネス創出ワーキンググループの中で、市内の企業と連携しながら、本市のオープンデータと民間のデータを活用した新たなビジネスの創出について検討を進めています。

(5) 川崎市個人情報保護条例の一部改正に向けた取組

急速に情報通信技術が発展し、データの流通が進む中、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進し、新産業・新サービスの創出と国民の安全・安心の向上のため、平成 29(2017)年 5 月 30 日に、「個人情報の保護に関する法律(平成 15(2003)年法律第 57 号)」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15(2003)年法律第 58 号)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15(2003)年法律第 59 号)」の改正法が施行され、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い及び非識別加工情

¹² 川崎市内の中小企業における IoT ビジネス参入に向けた機運醸成・異業種連携を促進させるため、IoT 技術を保有する企業や新規ビジネス参入を検討する企業、IoT 先進事例を保有する企業等が参加するプロジェクト

報¹³等の仕組みの導入に関する規定が整備されました。

これを受け、本市の個人情報保護制度の運営に係る重要事項等を審議する「川崎市情報公開運営審議会」に「個人情報保護法等の改正に伴う個人情報保護制度の在り方」について諮問し、その答申等を踏まえ、非識別加工情報の仕組みについては、国の動向を踏まえて今後検討することとしましたが、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いについて条例に規定する方向で、平成30(2018)年7月に川崎市個人情報保護条例の一部改正に向けた考え方をまとめました。

¹³ 特定の個人が識別できないよう個人情報を加工して得た個人に関する情報であり、当該個人情報を復元できないようにしたもの

5 データ利活用に関する市民ニーズ

(1) 市民アンケート

平成 30(2018)年度第 1 回かわさき市民アンケートにおいて、「自治体等が保有しているデータの民間活用」に関する調査を実施しました。

調査の地域 : 川崎市全域

調査の対象者 : 川崎市在住の満 18 歳以上の男女個人

標本の抽出 : インターネットモニター登録者から抽出

調査方法 : インターネット調査

調査期間 : 平成 30(2018)年 8 月 31 日(金)～ 9 月 10 日(月)

回収状況 : 有効回収数 1,500 標本

① 回答者の属性

1) 性別

	基数 (人)	構成比 (%)
男性	774	51.6
女性	719	47.9
その他	7	0.5
合計	1,500	100.0

2) 居住区別

	基数 (人)	構成比 (%)
川崎区	237	15.8
幸区	165	11.0
中原区	255	17.0
高津区	229	15.3
宮前区	227	15.1
多摩区	215	14.3
麻生区	172	11.5
合計	1,500	100.0

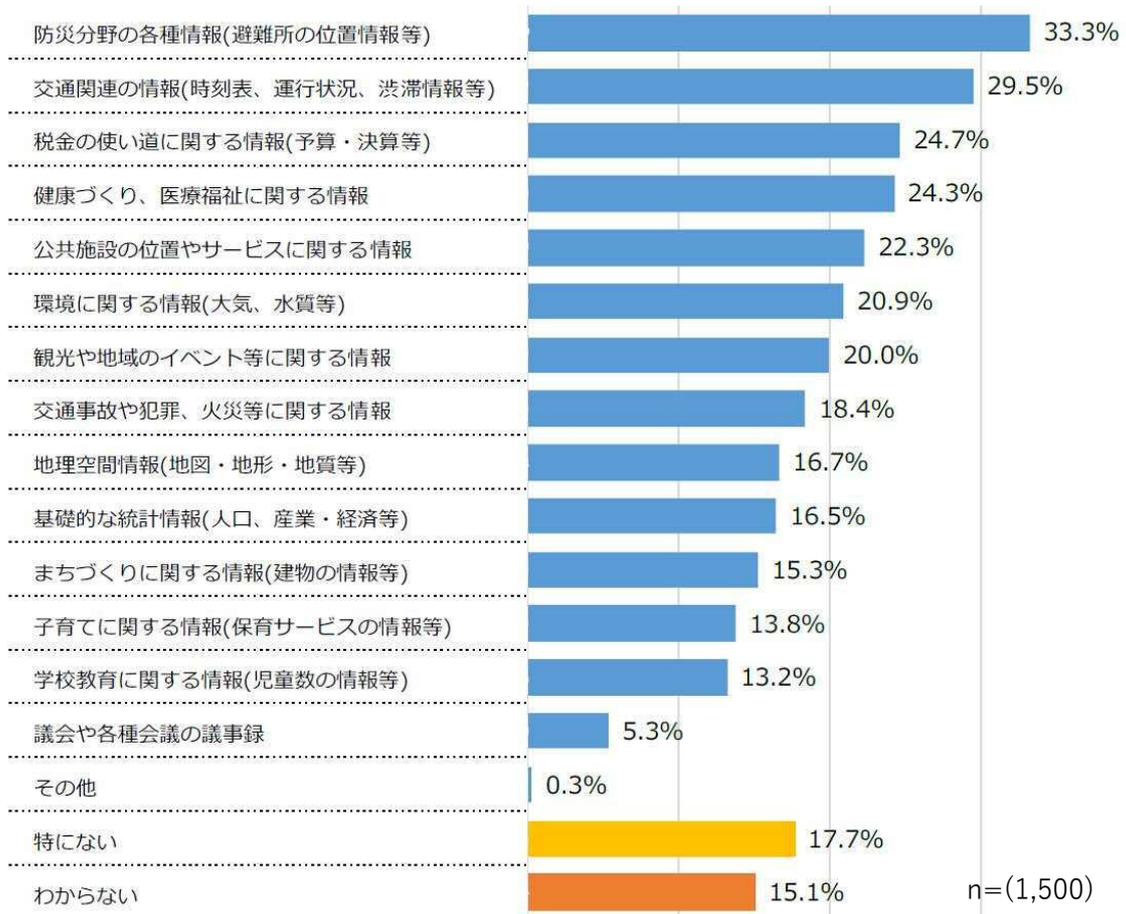
3) 性別・年代別

	全体		男性		女性		その他	
	基数 (人)	構成比 (%)						
18～19 歳	24	1.6	10	1.3	14	1.9	0	0.0
20～29 歳	187	12.5	68	8.8	118	16.4	1	14.3
30～39 歳	306	20.4	168	21.7	135	18.8	3	42.9
40～49 歳	376	25.1	219	28.3	156	21.7	1	14.3
50～59 歳	267	17.8	132	17.1	134	18.6	1	14.3
60～69 歳	228	15.2	105	13.6	122	17.0	1	14.3
70～79 歳	112	7.5	72	9.3	40	5.6	0	0.0
合計	1,500	100.0	774	100.0	719	100.0	7	100.0

② 民間利用によるメリットがあると思う自治体等保有情報

大学を始めとした研究機関や企業等が利活用することで、利便性や効率性、安全性が高まるなど、自身の生活にとってメリットがあると思う分野の自治体等保有の情報は、「防災分野の各種情報(避難所の位置情報等)」が33.3%と最も高く、次いで「交通関連の情報(時刻表、運行状況、渋滞情報等)」が29.5%、「税金の使い道に関する情報(予算・決算等)」が24.7%、「健康づくり、医療福祉に関する情報」が24.3%となっています。

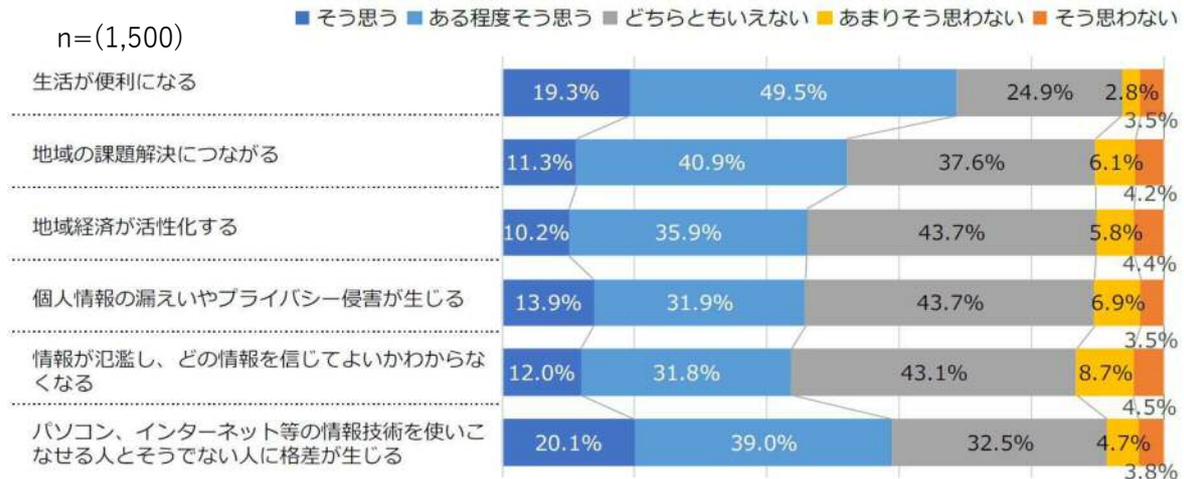
図 2-26 民間利用によるメリットがあると思う自治体等保有情報（複数回答）



③ データの利活用の進展による暮らしへの効果や影響

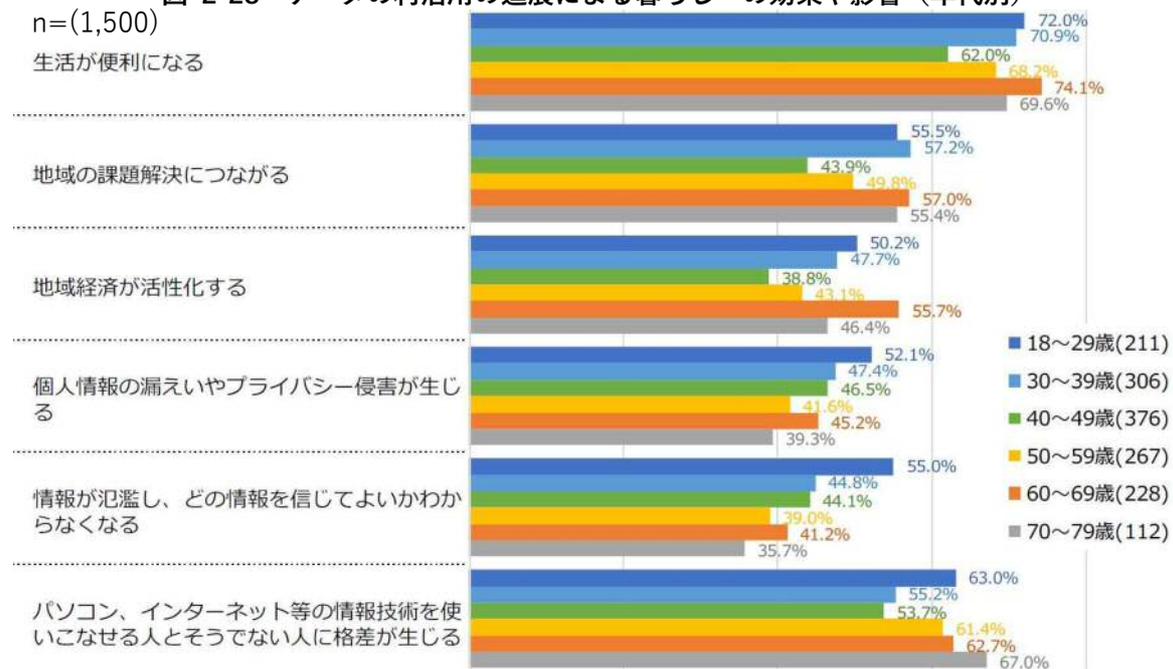
データの利活用が進んでいくことで、暮らしにどのような効果や影響があるか聞いたところ、「生活が便利になる」について、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した人の割合が68.8%と高くなっています。一方で、「パソコン、インターネット等の情報技術を使いこなせる人とそうでない人に格差が生じる」については、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した人の割合が59.1%となっています。

図 2-27 データの利活用の進展による暮らしへの効果や影響



また、年代別では、「生活が便利になる」については、40歳～49歳を除き、「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した人の割合が約7割となっています。一方で「パソコン、インターネット等の情報技術を使いこなせる人とそうでない人に格差が生じる」については、70～79歳で「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した人の割合が67.0%と最も高くなっています。

図 2-28 データの利活用の進展による暮らしへの効果や影響（年代別）



※それぞれ「そう思う」又は「ある程度そう思う」と回答した年代の割合

(2) 川崎市の「情報化施策」についてのWebアンケート

本市の情報化施策を推進するに当たり、市民の方々のICTの活用状況や、市の情報化施策に関するニーズ等の基礎情報を収集するため、Webによるアンケート調査を実施しました。

調査方法 : Webアンケート
 調査期間 : 平成27(2015)年10月30日(金)～11月30日(月)
 回答者数 : 53名

① 実際に便利だと感じた電子行政サービス

実際に便利だと感じた電子行政サービスは、「ネット窓口かわさき(電子申請システム)」が18件と最も多く、次いで、「市立図書館インターネット蔵書検索・予約」が16件、「市バスナビ(バス運行情報提供システム)」が15件となっています。

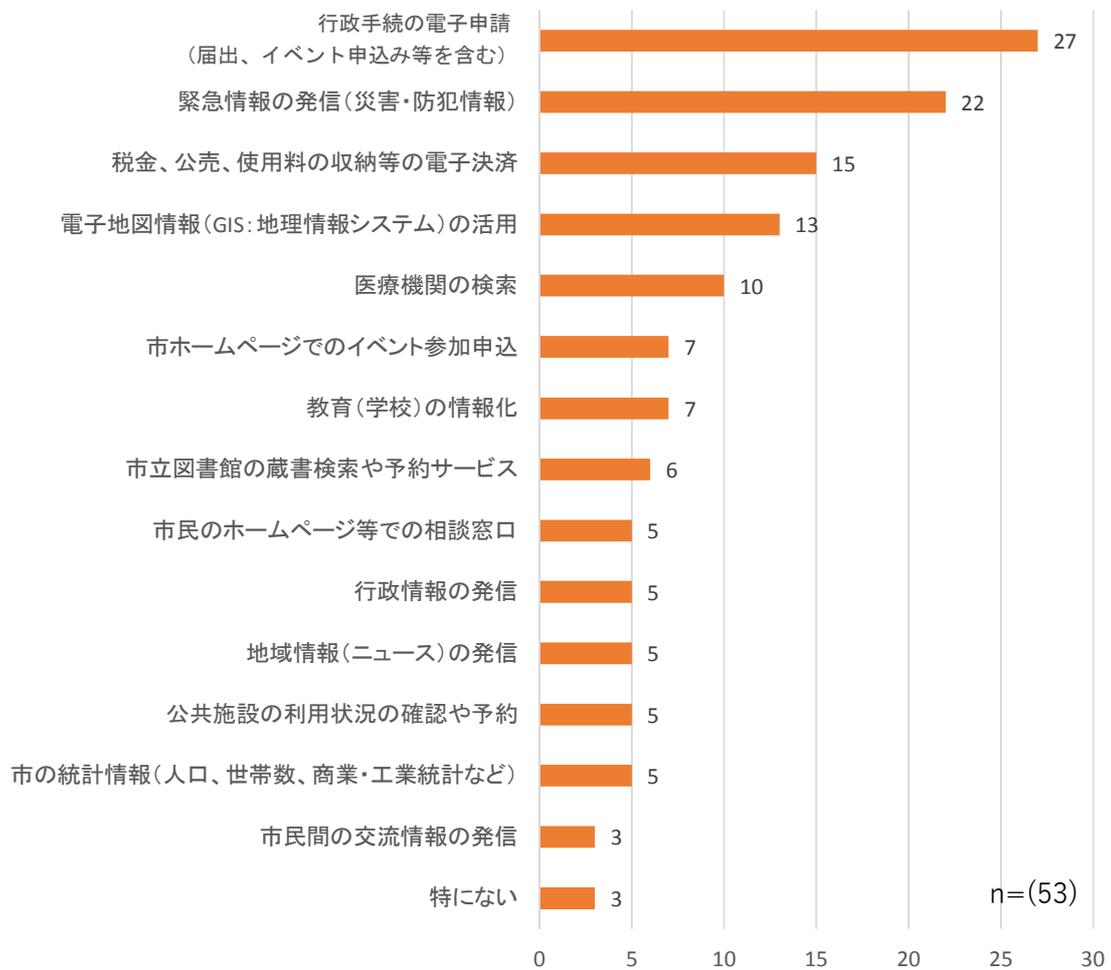
図 2-29 実際に便利だと感じた電子行政サービス(複数回答)



② 今後拡充した方がよいと思う電子行政サービス

今後拡充したほうがよいと思う電子行政サービスは、「行政手続の電子申請（届出、イベント申込み等を含む）」が27件と最も多く、次いで、「緊急情報の発信（災害・防犯情報）」が22件、「税金、公売、使用料の収納等の電子決済」が15件となっています。

図 2-30 今後拡充した方がよいと思う電子行政サービス（複数回答）



第3章 計画の基本方針

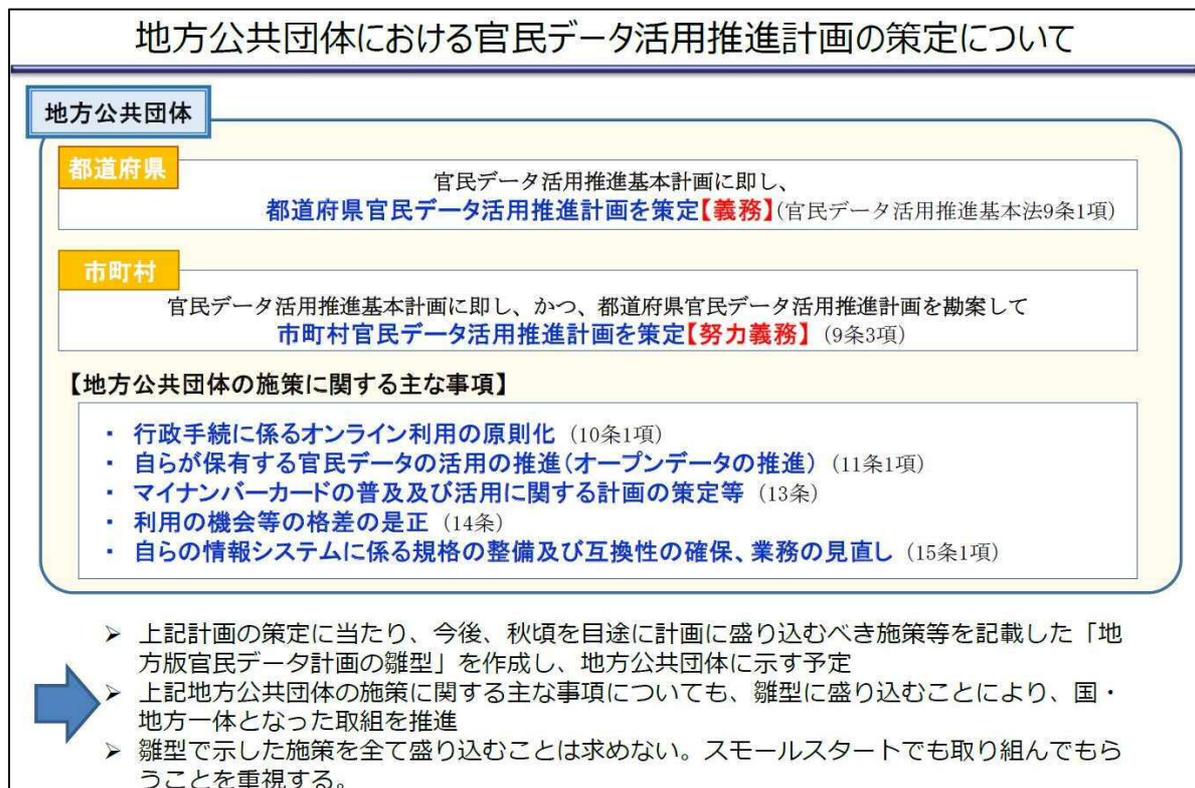
官民データ活用の推進に向けた基本的な考え方

第2章で示したとおり、全国的に人口が減少に転じる中、本市も例外ではなく、平成42(2030)年の158.7万人をピークに人口減少へ転換していくことが予測されており、市民のニーズを踏まえながら、AIなどの新たなICTと官民のデータを最大限に活用し、限りある経営資源の中で、行政サービスの向上や行財政運営の効率化を図っていく必要があります。

また、「情報通信業」及び「学術研究、専門・技術サービス業」の全産業に占める割合が、他の大都市と比較して高い割合となっている本市の特徴等を生かし、企業のニーズを踏まえながら、データを活用した新規ビジネスや新たなサービスの創出、企業や行政との協働によるイノベーションの創出などにつなげていくことが求められています。

こうした本市の課題や特徴を踏まえながら、平成29(2017)年10月に国の「市町村官民データ活用推進計画策定の手引」において示された、地方公共団体の施策に関する主な事項を勘案しつつ、アプリやAI等を活用したデジタル自治体行政の推進や、データを活用した政策形成の推進など、本市が重点的に進める取組も合わせて、地域で活躍する民間企業などと連携しながら、超少子高齢社会の課題解決に寄与する官民データ活用の推進を目指します。

図 3-1 地方公共団体の官民データ活用推進計画について



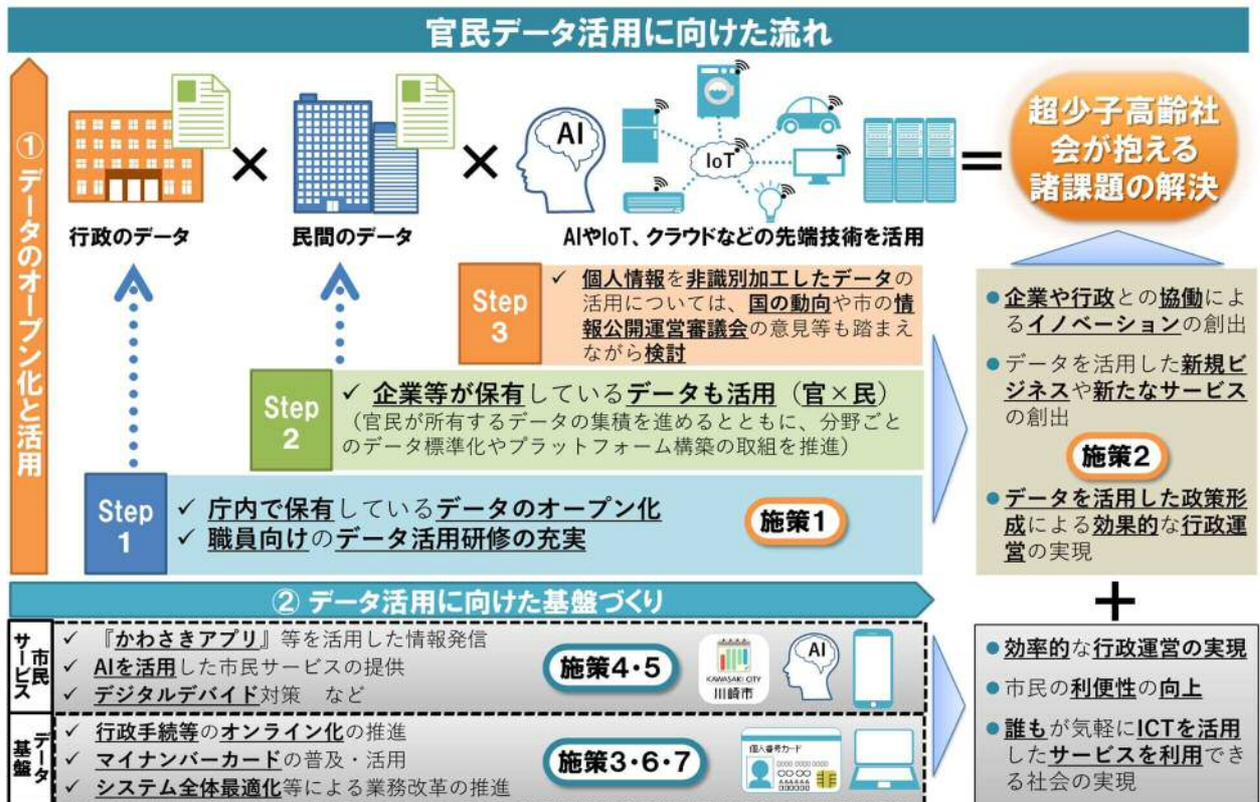
出典) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「地方公共団体の官民データ活用推進計画について」

(1) 官民データ活用の推進に向けた方向性

官民データ活用に向けて、大きな方向性として「①データのオープン化と活用」と「②データ活用に向けた基盤づくり」をバランスよく推進しながら、市民ニーズや技術動向を踏まえて、実現可能なところから段階的に進めることで、次の図のとおり、市民サービスを向上しながら効率的な行政運営を実現するとともに、データを活用した政策形成による効果的な行政運営を実現し、データを活用した新規ビジネスや新たなサービスの創出、企業や行政との協働によるイノベーションを創出することで、基本法が掲げる超少子高齢社会が抱える諸課題の解決につなげていきます。

また、個人情報情報を非識別加工したデータの活用については、国の動向や本市の情報公開運営審議会の意見等も踏まえながら検討していきます。

図 3-2 官民データ活用に向けた流れ



① データのオープン化と活用

データのオープン化と活用に向けて、施策1「官民相互のデータ活用に向けたオープンデータ化の推進」、施策2「データを活用した政策形成の推進」の2つの施策を推進します。

② データ活用に向けた基盤づくり

ICTを活用した市民サービスとして、施策4「アプリやAI等を活用したデジタル自治体行政の推進」、施策5「利用の機会等の格差是正に向けたデジタルデバйд対策の推進」の2つの施策を推進します。

データ基盤に関して、施策3「行政手続等のオンライン化の推進」、施策6「マイナンバーカードの普及・活用」、施策7「システム全体最適化等による業務改革の推進」の3つの施策として展開します。

第4章 計画を推進するための個別施策

【施策1】「官民相互のデータ活用に向けたオープンデータ化の推進」

(1) これまでの取組

「オープンデータ」の取組を推進していくため、平成26(2014)年10月にオープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性等について示した「川崎市オープンデータの推進に関するガイドライン」を取りまとめました。

また、平成26(2014)年度には、宮前区において、市民や学生、エンジニアなどが参加し、G空間(地理空間)のオープンデータを用いて、地域の課題解決や魅力向上をテーマにアイデアを出し合い、新たなサービスの創出等につなげる「G空間未来プロジェクト」を開催しました。

その他、人口統計や防災・消防、工業統計などの様々な分野の情報について、加工しやすい形式で提供するオープンデータのカタログページを、平成30(2018)年2月に本市公式ホームページ内に開設し、平成30(2018)年10月末現在、人口統計や避難所一覧など、197件のデータセット(処理しやすいデータのまとめ)、4,859件のデータファイルを公開しています。

(2) 施策を推進する上での課題

AIやIoT等の関連技術の開発・活用が促進される中、こうした技術を用いて、自治体や民間が保有しているデータを大学などの研究機関や企業などが活用して、日々の生活をより便利にしつつ、急速な少子高齢化の進展に伴って発生する様々な課題を解決していくことが求められており、今後本市が所有しているデータの更なるオープン化を推進していくとともに、本市職員のオープンデータに関する知識と理解を深めていく必要があります。

さらに、国の基本計画では、行政保有データの100%オープン化を掲げており、オープンデータ官民ラウンドテーブルを継続的に開催し、民間ニーズに即したデータの公開を推進するとともに、平成32(2020)年度までに地方公共団体のオープンデータ取組率100%を目指し、オープンデータの推奨データセットの拡充及び普及啓発を進めるほか、地方公共団体職員等向けの研修及びデータを保有する地方公共団体と民間事業者等との調整・仲介等の取組を行うこととしており、こうした国の動きとも連動しながら取組を進めていく必要があります。

(3) 施策の方向性

① 庁内データのオープン化の推進

国では、オープンデータの取組を促進させるため、地方公共団体において公開することが望ましいオープンデータの「推奨データセットフォーマット標準例¹⁴」を提示していることから、その標準例を参考にデータ項目やデータ形式等に準拠した形でのオープン化を図っていくとともに、企業や市民のニーズを踏まえながら、庁内の統計データや地図情報などの静的なデータを始め、リアルタイムに発信される動的データについても積極的なオープン化を推進していきます。

¹⁴ 地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、オープンデータに取り組み始める地方公共団体の参考となるよう公開することが推奨されるデータセット及びフォーマット標準例を取りまとめたもの

また、個人情報を非識別加工したデータの活用については、国の動向や本市の情報公開運営審議会の意見等も踏まえながら、個人情報の保護に支障を来すことのないよう、引き続き仕組みづくりについて検討します。

② API連携による、かわさきイベントアプリのオープンデータ化と広域連携の検討

行政のみならず、市民団体が実施する地域密着型のイベント情報等を無料で発信することができる「かわさきイベントアプリ」の情報について、民間企業等のホームページやアプリとリアルタイムな連携ができるよう、API¹⁵による動的な形式でのオープンデータ化を図ります。

また、周辺自治体のイベント情報を、かわさきイベントアプリ上でデータ連携して一緒に情報発信する、広域的な連携についても検討します。

③ 企業や市民と連携したオープンデータ化の推進

各区役所の窓口混雑情報を始めとして、企業と協力しながらAPIを活用した動的な形式でのオープンデータ化に取り組みます。また、平成30(2018)年度川崎市都市ブランド推進事業にも認定された川崎シビックパワーバトル¹⁶などの市民団体の活動も支援しながら、市民と連携したオープンデータ化の推進に取り組みます。

④ 職員のオープンデータに関する理解の促進

本市が所有しているデータのオープン化に向けて、企業のみならず本市職員のオープンデータに関する知識と理解を深めていくための研修を実施します。

(4) 成果指標 (KPI)

① オープンデータのデータセット数

【現状 (平成 29(2017)年度)】	⇒	【目標 (平成 33(2021)年度)】
108 セット		300 セット以上

② オープンデータのダウンロード数

【現状 (平成 29(2017)年度)】	⇒	【目標 (平成 33(2021)年度)】
2,858 ダウンロード		5,000 ダウンロード以上

(5) 取組のスケジュール

- 庁内データのオープン化の推進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度)
- かわさきイベントアプリのAPI連携によるオープンデータ化 (平成 31(2019)年度)
- かわさきイベントアプリの広域連携の検討(平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度)
- 企業や市民と連携したオープンデータ化の推進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度)
- 職員のオープンデータに関する理解の促進(平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度)

¹⁵Application Programming Interface の略。複数のアプリケーション等を接続 (連携) するために必要なプログラムを定めた規約

¹⁶オープンデータ等を活用し、今まで埋もれていた、または知らなかったまちの魅力を発掘し、地域の魅力発信を目的としたイベント

【施策2】「データを活用した政策形成の推進」

(1) これまでの取組

平成28(2016)年3月に策定した川崎市総合計画第1期実施計画では、変化の激しい社会状況の中で、「将来を見据えて乗り越えなければならない課題」にいち早く対応するため、様々な統計データ等を用いて、日本全体として今後迎える課題や、本市が置かれている状況等について把握・分析を行ってきました。また、本市の取組の効果を客観的に把握するため、川崎市総合計画における23の政策に市民の実感に基づく指標を設定し、市の取組等の結果が市民満足度の向上にどの程度反映されたかといった効果を測るとともに、政策を実現するための方策である73の施策に市の取組の効果を表す成果指標を設定し、目標とその成果を可視化することで、課題や改善点を明確化し、その結果を平成30(2018)年3月に策定した第2期実施計画等に活用してきました。

このほか、総合計画と連携する分野別計画等を策定・改定する際にも、アンケート調査結果や各種統計データ等から現状と課題を把握し、政策形成や事業実施に活用しています。

(2) 施策を推進する上での課題

今後、財源や人的資源が更に限られる中、効率的・効果的に行政運営を進めながら、多様化する市民ニーズに対応するためには、行政だけでなく民間のデータ等も活用して多角的な視点で分析することで、現状や政策課題を一層的確に把握し、政策形成につなげていく必要があります。

データを更に有効活用した政策形成に向けて、政策への反映を見据えたデータの収集・分析が可能な人材の育成や、データ活用に資する環境の整備、経験や勘だけではなくデータ活用の視点も併せ持った業務遂行意識の定着、浸透などを図る必要があります。

(3) 施策の方向性

① データを活用した政策形成の推進に向けた人材の育成

アンケート調査の企画設計、地理空間情報システムを組み合わせた分析等の専門的知識を更に深めることで、データを活用した政策形成が可能な能力を有する人材を育成し、総合計画第3期実施計画の策定等に活用していきます。

② データ活用業務に対応が可能な環境の整備

職員が各種データを活用する際の相談窓口を始めとした庁内における支援体制を一層充実させ、事業推進や評価など政策形成の様々な段階でのデータ活用が可能となる環境を整備します。

③ 民間企業のデータ等の活用した取組の推進

携帯電話を保有する個人の位置情報など民間企業の情報や、国による情報支援ツールRESAS¹⁷を活用しながら、課題の解決に向けた政策立案に活かしていきます。

¹⁷産業構造・人口動態・人の流れなどの地域経済に関する、官民のビッグデータを集約し、地図やグラフ等で分かりやすく「見える化」しているシステム

(4) 成果指標 (KPI)

① 民間企業のデータを活用し事業実施又は業務改善につなげた件数 (累計)

【現状 (平成 29(2017)年度)】 ⇒ 【目標 (平成 33(2021)年度)】

—

5 件以上

(5) 取組のスケジュール

- データを活用した政策形成の推進に向けた人材の育成 (平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度)
- データ活用業務に対応が可能な環境の整備 (平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度)
- 民間企業のデータ等を活用した取組の推進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度)

【施策3】「行政手続等のオンライン化の推進」

(1) これまでの取組

本市においては、平成18(2006)年3月に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を制定し、時間や場所にとらわれずに粗大ごみの収集申込みなどの電子申請を行うことができる「ネット窓口かわさき」を運用し、市民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図っています。ここ数年は、年間で15万件を超える利用があり、市民の行政手続の手段として定着してきています。

公共施設の利用予約については、「ふれあいネット（公共施設利用予約システム）」により、利用者がインターネットや電話を活用して、自由に会議室やスポーツ施設などの利用申込みを受け付けています。

また、図書館利用についても、インターネットからの資料情報の検索・予約が可能となっています。

さらに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入により、平成28(2016)年1月から市民が区役所、支所、出張所、行政サービスコーナーまで出向くことなく、住民票の写しや印鑑登録証明書などの各種証明書が身近なコンビニエンスストアで取得できるようになりました。

(2) 施策を推進する上での課題

スマートフォンなどのモバイル端末を利用する方は急速に増加しており、各種行政手続において、新たなICTの利用環境に対応していくことが求められています。

また、基本法において、オンライン化原則が定められたことを踏まえ、国においても行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、今後、デジタル化の促進に関する法整備を予定しており、多くの国民が利用し、生活に影響の大きいライフイベントである介護、死亡・相続及び引越しの際に必要な諸手続のワンストップ化を推進して、手続負担の軽減を図ることとしています。特に介護に係る手続は平成30(2018)年度から、死亡・相続と引越しについては平成31(2019)年度から、順次サービスを開始する予定としています。

さらに、地方公共団体における申請・届出等手続において、更なるオンライン化利用の促進に向け、地方公共団体が優先的にオンライン利用に取り組むべき手続として、平成30(2018)年5月に総務省から「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」が示されたことから、同指針を踏まえ、行政側の視点だけでなく、住民等の視点にも立って、更なる市民の利便性の向上や、オンライン化による業務フローの見直しによる業務改革につなげていくことが求められています。

(3) 施策の方向性

① 効果的・効率的な行政手続等のオンライン化の推進

既存の「ネット窓口かわさき」で利用できる電子申請について、利用実績を確認しながら適宜見直しを図るとともに、総務省から示された「地方公共団体におけるオンライン利用促進指針」を踏まえながら、市民や企業のニーズが高い行政手続のオンライン化に向けて検討を進めます。また、今後、デジタル化の促進に関する法整備が見込まれることから、その状況を踏まえながら、適切な対応を図ります。更に、電子行政手続を行うに当たっては、本人

確認（認証）の厳格さの度合に応じて、ID とパスワードに加え、マイナンバーカードを利用した公的個人認証サービスによる認証の利用を進めます。

② マイナポータル¹⁸を活用したオンライン化の推進

政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルにおける子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）について、既に本市においてサービス提供している児童手当の現況届のほか、国がサービスの対象としている手続きに関して、今後の動向も踏まえながら、オンライン化が可能な手続きを分類し、段階的な拡充に向けて検討を進めます。

また、ぴったりサービスの更なる拡充を目指して国が検討している介護ワンストップ、死亡・相続ワンストップ、引越しワンストップといった各種サービスについて、その検討状況等を踏まえながら、本市における適切な導入方式や時期を検討します。

③ ICT を活用した窓口業務の改善

各区で提供している区民課などの窓口混雑情報について、引き続きホームページ等を通じて最新の混雑状況を提供していくことで、窓口利用環境の向上を図ります。

また、国のオンライン化に向けた法整備や制度改正を見据えながら、ICT を活用した窓口における行政手続の改善について検討を進めます。

(4) 成果指標（KPI）

① 電子申請可能な事務手続数（マイナポータル（ぴったりサービス）との連携を含む。）

【現状（平成 29(2017)年度）】 ⇒ 【目標（平成 33(2021)年度）】

64 手続

70 手続以上*

※今後見込まれるデジタル化の促進に関する法整備の状況を踏まえた各省庁の取組に応じた対応

② 電子申請システムの利用件数

【現状（平成 29(2017)年度）】 ⇒ 【目標（平成 33(2021)年度）】

157,589 件

172,000 件以上

(5) 取組のスケジュール

- ▶ 効果的・効率的な行政手続等のオンライン化の推進（平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度）
- ▶ マイナポータルを活用したオンライン化の推進（平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度）
- ▶ ICT を活用した窓口業務の改善（平成 31(2019)年度～平成 33(2022)年度）

¹⁸ マイナンバーに基づく本人情報や行政手続に関する情報等を確認できるほか、子育てサービスの検索や電子申請を可能とする政府が提供するオンラインサービス

【施策4】「アプリやAI等を活用したデジタル自治体行政の推進」

(1) これまでの取組

本市では、スマートフォンなどのモバイル端末を活用した情報発信ツールとして、平成28(2016)年4月から「かわさきアプリ（ポータル・防災・子育て・ごみ分別）」の提供を開始し、平成29(2017)年4月からは、行政のみならず、市民団体が実施する地域密着型のイベント情報等を無料で発信することができる「かわさきイベントアプリ」の提供を開始しました。さらに、平成30(2018)年3月から警察、教育委員会、行政が入手した地域の犯罪・不審者情報等をいち早く市民に届けることで、犯罪や事件に巻き込まれることを未然に防ぐことを目的とした、かわさき防犯アプリ「みんパト」の運用を開始しました。

また、AIを活用し、今後の行政サービスの在り方や業務改善につなげていくため、株式会社三菱総合研究所との協働で、平成28(2016)年9月と平成30(2018)年3月に「AIを活用した問合せ対応支援サービス」の実証実験を2度実施しました。

(2) 施策を推進する上での課題

かわさきアプリについては、より多くの市民に利用していただくため、普及・拡大に向けた啓発を行っていくとともに、アプリの機能強化や掲載情報を拡充することで、多様化する市民ニーズに対応していく必要があります。

また、本市においても、今後の少子高齢化の急速な進展により、限られた経営資源での行財政運営が求められる中、定型的な業務を自動化することができるRPA¹⁹の活用や、AI等の新たなICTを活用した市民サービスを導入することで、業務の効率化と市民サービスの向上を同時に実現していく必要があります。

その他、市内産業においても、AIやIoT等の新たな技術が、現在のビジネスモデルや社会の在り方、働き方、市民のライフスタイルなど、様々な場面に大きな変化をもたらすことが想定されます。一方、こうした第4次産業革命に関連する先端技術については、既存業務の改善への活用にとどまり、技術や製品の開発への活用意識は必ずしも高くない状況にあることから、市内中小企業に対し、こうした分野への参入を促していく必要があります。

(3) 施策の方向性

① かわさきアプリを活用した効果的な情報発信

現在提供している「かわさきアプリ」について、広く市民に利用していただくため、ホームページや市政だよりを始め、様々な広報媒体を活用しながら周知・広報を行い、利用者を増やしていきます。また、より市民に身近で使いやすいアプリとするため、利用者の意見等を踏まえ、効果的にアプリの機能改善を行っていくとともに、スマートフォン向けのアプリケーションの特性である、緊急性や重要性のある情報のプッシュ通知や、位置情報を活用した目的地への誘導など、情報に付加価値を与えながら、市民を始め利用者の方々へ、必要な情報を的確かつタイムリーに提供していきます。

② AIを活用した市民サービスの導入に向けた検討

2度実証実験を行った「AIを活用した問合せ支援サービス」について、実証実験で得られた結果なども踏まえながら、職員向けの先行導入を経てから市民向けに公開するなど、費用

¹⁹ Robotic Process Automation の略。AI等の技術を用いて、業務効率化・自動処理を行うこと。

対効果等を見極めつつ、段階的な導入も含めて検討を進めていきます。

また、その他の行政サービスへのAI等の活用について、市民の利便性向上に寄与し得るサービスの在り方を改めて整理し、最新の技術動向や他都市の状況なども注視しながら、AI等の新たなICTの適切な活用手法について、具体的な検討を継続します。

③ AIやRPAを活用した業務の効率化等の推進

国民健康保険に関するコールセンターの架電業務にAIを活用し、過去の対応データを分析して、電話に出やすい時間帯を予測して応答率を上げることで、保険料の収入率の向上を目指すとともに、各区役所における保険料の収納対策業務にもAIで分析したデータを活用することで、業務の効率化を図ります。

また、申請された情報を繰り返しシステムに入力する業務に関して、自動的な処理により業務を支援するRPAの技術を試行的に庁内の申請処理の一部に導入し、効果検証を行いながら、今後、国民健康保険料の口座振替依頼書など、市民が行う申請手続の処理にもRPAの技術を活用し、業務の効率化に向けた取組を進めます。

今後に向けては、保育所等の入所選考へのAI活用など、他都市において先行的に取り組んでいる事例等も参考にしながら、様々な業務の効率化に向けて更なるAIの活用を検討します。

④ 市内企業におけるAIやIoT等の新たなICTの活用に向けた取組の推進

民間企業や投資家の関心の高いAIやIoT等の成長分野を中心に、民間企業を主体とした起業・創業支援プロジェクトやベンチャーキャピタル²⁰等の投資家とタイアップしたプロジェクトの誘導に取り組めます。

また、公益財団法人川崎市産業振興財団と連携しながら、「かわさきIoTビジネス共創ラボ」を発展させ、市内中小企業のICT活用による異業種連携を促進し、市内企業の抱える課題の解決や新たなビジネスモデルの構築を進めていきます。

さらに、本市における「力強い産業都市づくり」の中心の役割を担う川崎臨海部について、30年後を見据えた臨海部の目指す将来像やその実現に向けた「臨海部ビジョン」に基づき、川崎区の南渡田地区について、AIやIoT等を始めとする研究開発及び社会実装を行う新産業創出の拠点形成に向けた検討を行います。

(4) 成果指標 (KPI)

① かわさきアプリのダウンロード数

【現状 (平成 29(2017)年度)】	⇒	【目標 (平成 33(2021)年度)】
112,671 ダウンロード		179,000 ダウンロード以上

② かわさきアプリの月平均アクセス数

【現状 (平成 29(2017)年度)】	⇒	【目標 (平成 33(2021)年度)】
273,000 アクセス		382,000 アクセス以上

③ AIやRPAを導入した業務の件数 (累計)

【現状 (平成 29(2017)年度)】	⇒	【目標 (平成 33(2021)年度)】
—		10 件以上

²⁰ 成長性の高いベンチャー企業が発行する株式への投資などによって資金を提供する企業または機関のこと。株式の上場による値上がり益を主たる収益源とする。

(5) 取組のスケジュール

- かわさきアプリを活用した効果的な情報発信(平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)
- AI を活用した市民サービスの導入に向けた検討 (平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)
- AI や RPA を活用した業務の効率化の推進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)
- 市内企業における AI や IoT 等の新たな ICT の活用に向けた取組の推進(平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)

【施策5】「利用の機会等の格差是正に向けたデジタルデバイド対策の推進」

(1) これまでの取組

川崎市公式ホームページでは、誰もが便利で快適に利用できるホームページとして、情報分類を一本化し利用者が情報にたどり着きやすくするとともに、よく使われるグローバルナビゲーション（全ページ共通メニュー）やリンクを全てのコンテンツに表示することで、利用者が探している情報だけでなく、関連情報も入手しやすい構造設計を行っています。さらに、「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部:ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠するなど、ウェブアクセシビリティ²¹にも十分配慮しながら、本市に関する様々な情報を提供しています。

また、市民及び市に来訪した方の利便性向上や地域の活性化等につなげるとともに、災害発生時の情報伝達手段を確保するため、誰もが無料でインターネットに接続できる公衆無線LAN「かわさき Wi-Fi」の整備を平成25(2013)年度から進めています。

(2) 施策を推進する上での課題

インターネットの普及により、健常者と同様に、ハンディを抱える方にとって、ホームページ等は、生活や仕事に欠かすことができない重要な情報源となっており、さらにスマートフォン、タブレット型端末などが普及するなど、利用環境も一層多様化しています。また、高齢化の進展に伴い、高齢者のインターネット利用はますます高まっていくことが予想され、本市における障害者数も年々増加傾向にあることから、こうした環境変化にも的確に対応しながら、誰もが必要な情報を必要な時に取得できる環境を引き続き提供していくことが求められています。

また、近年、地震発生リスクが高まっていることや、気候変動による大雨の年間発生回数も増加傾向にあるなど、災害発生時の避難所における通信環境の維持は、災害情報の取得や親族との安否確認などの面からも、非常に重要なものとなっています。

(3) 施策の方向性

① ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備の推進

引き続き「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部:ウェブコンテンツ」に対応しながら、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組んでいきます。

② 高齢者等の情報リテラシー向上に向けた取組の推進

パソコンを保有しているシニアの方向けに、電子メールの送り方やインターネットの使い方などを教える「パソコン教室」を開催するなど、高齢者等の情報リテラシー向上に向けた取組を推進します。

③ 公衆無線 LAN 環境の整備

避難所や帰宅困難者用一時滞在施設などの防災目的で使用する行政施設については、本市が整備を行うことで、災害発生時においても安定的に利用できる通信環境を提供していきます。また、それ以外の公衆無線 LAN のアクセスポイントの整備についても、情報通信技術や

²¹ ホームページを利用する全ての人が、心身の機能や利用する環境に関係なく、ホームページで提供されている情報やサービスを利用できること。

東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた国のWi-Fi環境整備の動向も踏まえつつ、民間事業者が整備したWi-Fiスポットなども有効活用しながら、効果的・効率的に整備を推進します。

④ 多様なチャンネルを通じた地域情報の発信

民間の通信・放送事業者などと連携し、テレビ等を通じたデータ放送により行政情報を発信するなど、インターネット等を利用できない環境にいる方へ、リアルタイムな地域情報を提供していきます。

(4) 成果指標 (KPI)

① ウェブアクセシビリティに関する団体全体としての取組ポイント数²²

【現状 (平成 29(2017)年度)】	⇒	【目標 (平成 33(2021)年度)】
16 点 (20 点満点)		16 点 (20 点満点) 以上

② 公衆無線 LAN によるアクセスポイント数 (累計)

【現状 (平成 29(2017)年度)】	⇒	【目標 (平成 33(2021)年度)】
1,613 か所		2,400 か所以上

(5) 取組のスケジュール

- ウェブアクセシビリティ確保のための環境整備の推進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)
- 高齢者等の情報リテラシー向上に向けた取組の推進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)
- 公衆無線 LAN 環境の整備推進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)
- 多様なチャンネルを通じた地域情報の発信 (平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)

²² 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」における「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」を用いて評価した点数

【施策6】「マイナンバーカードの普及・活用」

(1) これまでの取組

平成25(2013)年に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が成立し、本市における社会保障・税番号制度の導入を円滑に進めるとともに、個人番号及び法人番号を活用した業務の効率化及び市民サービスの向上等を図るため、平成28(2016)年1月から希望者に対して、マイナンバーカードを交付してきました。これにより、マイナンバーカードを使って住民票の写しなどの各種証明書を全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機等で取得できるほか、e-Tax等の電子申請を行うことができるようになりました。

また、個人番号を活用した行政機関間での情報連携が平成29(2017)年11月から本格的に開始され、窓口での申請時に一部の添付書類が不要になるなど、市民の利便性の向上が図られました。

国においては、マイナポータルを活用し、マイナンバーカードによる公的個人認証を用いて子育てに関する申請手続等をオンラインで可能にする「ぴったりサービス²³(子育てワンストップサービス)」の運用を平成29(2017)年から開始し、本市においても平成30(2018)年6月にぴったりサービスを利用した児童手当現況届のオンライン申請受付を試行的に実施しました。

さらに、国の「マイキープラットフォーム構想²⁴」に基づき構築された「マイキープラットフォーム」及び「自治体ポイント管理クラウド」、並びに市民等が保有しているマイナンバーカードを活用して、クレジットカードや航空マイル等のポイントを本市が発行する自治体ポイントに交換し、これをモトスミ・ブレーメン通り商店街の「ブレカポイント」に交換することで買い物等に利用できるようにする実証実験を平成29(2017)年11月から平成30(2018)年11月まで実施しました。

(2) 施策を推進する上での課題

平成30(2018)年9月末現在のマイナンバーカードの交付率は15.1%であり、全国平均(11.9%)、政令市平均(12.8%)と比較して高い水準にありますが、マイナンバーカードの利便性をより多くの市民に実感していただけるよう、更なる普及を促進していく必要があります。

また、社会保障・税番号制度については、制度施行後3年を目途として、マイナンバー(個人番号)の利用範囲の拡大等について検討を加え、所要の措置を実施することとされているため、国におけるこれらの検討の動向を踏まえた対応が求められます。

(3) 施策の方向性

① マイナンバーカードの取得の促進

マイナンバーカードの利便性や、マイナンバーカードを取得するメリット等について広く周知するため、市政だよりや公共施設、商業施設等でのチラシ配布及びポスター掲出といっ

²³ マイナンバーカードのマイキー部分(ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方自治体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの)を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスと呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤をマイキープラットフォームと呼び、これを利用して行政の効率化や地域経済の活性化につながる具体的道筋を明らかにするもの

²⁴ マイナンバーカードに搭載されるICチップを活用して地域経済好循環拡大を目指す構想

た広報活動を継続的に実施するとともに、新たなチャネルを用いた情報発信についても検討を進めます。併せて、より簡便にマイナンバーカードを取得することができるよう、申請時来庁方式²⁵等の取組を推進します。

② マイナンバーカードを活用した市民サービス向上の取組の促進

コンビニ交付の取組について引き続き実施するとともに、マイキープラットフォーム及び自治体ポイント管理クラウドを活用した特例ポイント給付等について、国の動向を踏まえて、市民サービス向上の観点から適切に対応していきます。

(4) 成果指標 (KPI)

① マイナンバーカードの交付率

【現状 (平成 29(2017)年度)】	⇒	【目標 (平成 33(2021)年度)】
13.6%		20%以上

(5) 取組のスケジュール

- マイナンバーカード取得の促進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)
- マイナンバーカードを活用した市民サービス向上の取組の促進 (平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度)

²⁵住所地の区役所又は支所の窓口でマイナンバーカードを申請し、後日、本人限定郵便でマイナンバーカードを自宅を受取ることができる方式

【施策7】「システム全体最適化等による業務改革の推進」

(1) これまでの取組

本市では、平成20(2008)年から概ね10年を見据えた計画として、「川崎市情報システム全体最適化計画」を策定し、情報システムの全体最適化を推進してきました。

この計画では、全体最適の視点による情報システムの経費の縮減、セキュリティ強化、業務効率化、利便性及び市民サービスの向上に寄与することを目指し、「汎用機²⁶(ホストコンピュータ)系システムのオープン化」、「オープン系システムの機器等の共用化・統合」及び「システム運用の統合」等を柱として取り組み、各情報システムで重複する機器の統合や運用の見直しを図ってきました。

こうした取組の推進により、汎用機系システムのオープン化による経費の縮減、マシン室への機器集約による運用の効率化、庁内共通システム基盤²⁷(仮想基盤)の導入による機器統合、システム連携基盤²⁸の活用及びネットワーク基盤の有効活用、計画配置パソコンのセキュリティ強化などが図られ、さらに、CIO体制に基づくガバナンスの強化等により、システム導入における評価・調整制度が広く浸透し、概ね当初の目標を達成し一定の効果を得ることができました。

また、急速に発展する情報環境に対応するとともに、システム運用の安定化・効率化やコスト縮減をさらに推進するため、平成34(2022)年度の新庁舎供用開始に伴うシステムの移転を考慮した「(仮称)川崎市情報システムの全体最適化方針」を、平成30(2018)年度末を目的に策定する予定です。

その他、平成29(2017)年3月に「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム」を策定し、ICTを活用した職員の働く環境の整備として、タブレット端末としても利用できる軽量型パソコンを導入し、テレビ会議の実施や、会議等におけるペーパーレス化などの業務改革を推進してきました。

(2) 施策を推進する上での課題

近年では、無線通信技術やタブレット端末などの普及によって、ICTが市民生活に広く浸透しており、今後さらに多種多様なICTを活用した市民サービスの提供が求められ、そうしたサービスを支える業務システムへの負荷は、ますます高まってくことが予想されます。

また、平成34(2022)年に完成予定の新本庁舎の供用開始に向けて、業務を効率的に推進しつつ、ICT社会の急速な変化や市民ニーズの多様化・高度化に的確に対応していくためには、持続可能かつ柔軟な取組としてシステム全体の最適化を推進するとともに、利用者目線に立って、サービスのフロント部分だけでなく、行政内部も含めて業務・サービスを再構成する業務改革(BPR)を推進していく必要があります。

行政内部の業務改革に当たっては、リモートアクセスを活用したテレワークの導入やテレビ会議システムによる会議の開催など、最新のICTを活用し、多様なワークスタイルに合わせていくことで、生産性を高めていく必要があります。

さらに、国の基本計画では、官民を通じた分野横断のデータ連携を行うためには、データ

²⁶ 企業の独自技術によって構成された大型コンピュータ(ホストコンピュータ)

²⁷ 庁内の部門ごとに管理している小規模システムについて、機器費用及び運用負荷を削減することを目的として、機器更新等の際に、庁内共通システム基盤(本市情報管理部門で設置した仮想サーバ)に統合すること。

²⁸ 各システム間のデータ連携のハブとなるシステム

形式の標準化が必要となり、内閣官房において、行政分野におけるサービスやデータの標準化に向け、「行政データ標準（日付、住所等の基本情報）」を策定するとともに、政府の文字基盤を整備するため、漢字、代替文字、フリガナ、ローマ字等を含む文字情報の現状や導入方法に関するガイドラインの整備を行うということであり、こうした国の動向を踏まえながら施策を推進する必要があります。

(3) 施策の方向性

① 情報システムの最適化の推進

平成 30(2018)年度末に策定予定の「(仮称)川崎市情報システムの全体最適化方針」に基づき、システム運用の効率化とコストの削減を実現するため、ホストコンピュータ上の全てのシステムのオープン化を平成 34(2022)年度までに完了させるとともに、機器賃借料の削減に向けた仮想化技術を活用したサーバ機器等の共用化や、システム構築における積極的なパッケージの活用と徹底した業務フローの整理による業務改革の実施、運用経費削減に向けて事業者が提供する環境（クラウド）活用などについて検討しながら、新本庁舎の供用開始に合わせて、情報システムの最適化を推進していきます。

② 新本庁舎の供用開始に向けた情報システムの在り方の検討

新本庁舎の供用開始に向けて、通信量の増大を見据えたネットワークの採用やセキュリティを確保する職員認証、ICT-BCP を考慮した 2 系統受電による電源確保やネットワーク引込口の冗長化など、30 年先を見据えた長期的な視点で情報システムの在り方を検討していきます。

③ 働き方・仕事の進め方改革を推進する ICT 基盤の整備

新本庁舎の供用開始に合わせて、庁内無線 LAN 環境の整備やテレビ会議システムの導入を進めるとともに、その導入成果を踏まえながら、他庁舎への展開も順次進めていくことで、場所や時間にとらわれない働き方改革・オフィス改革を推進します。また、シンクライアント²⁹などの使用形態に合ったモバイル端末を導入し、外出先・出張先から安全に庁内システムへアクセスできるネットワーク環境を構築することで、テレワークの実現に向けた ICT 基盤を構築します。

(4) 成果指標（KPI）

① 情報システム全体の経費の抑制

【現状（平成 28(2016)年度）】	⇒	【目標（平成 33(2021)年度）】
約 105 億円*		現状経費を可能な限り上回らないこと。
※H28 年度が現時点で最新の値		

② 庁内共通システム基盤で稼働しているシステム数

【現状（平成 29(2017)年度）】	⇒	【目標（平成 33(2021)年度）】
7 システム		13 システム以上

③ テレビ会議システムを利用した会議数（累計）

【現状（平成 29(2017)年度）】	⇒	【目標（平成 33(2021)年度）】
9 会議		25 会議以上

²⁹サーバ側で処理を実行し、端末側にデータを残さない形態

(5) 取組のスケジュール

- 情報システムの最適化の推進（平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度）
- ホストコンピュータ上の全てのシステムのオープン化の完了（平成 34(2022)年度）
- 新本庁舎の供用開始に向けた情報システムの在り方の検討（平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度）
- 働き方・仕事の進め方改革を推進する ICT 基盤の整備（平成 31(2019)年度～平成 33(2021)年度）

第5章 セキュリティの確保及び個人情報の保護

(1) これまでの取組

昨今、官公庁や重要インフラ事業者等を狙った標的型攻撃等の新たなサイバー攻撃は、ますます巧妙化する傾向にあり、機密情報の漏えい等の被害は甚大なものとなっています。こうしたことから、当該計画の推進に際しては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成30年7月27日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」並びに「川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程」及び「川崎市情報セキュリティ基準」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「川崎市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図ってきました。

さらに、各種情報システムのセキュリティ機能を強化するとともに、神奈川情報セキュリティクラウド(KSC)³⁰の導入により、総務省が示す自治体情報システム強靱性向上モデルに適合する取組を進めてきました。

(2) 今後の方向性

行政情報などのデータの利活用に当たっては、その前提として、データの漏えい、き損、紛失などがなく、万全の対策を行うことが必要です。

本市においては、引き続き「川崎市情報セキュリティ基準」などに基づき、住民票、市税、福祉などの重要な情報を扱うシステムについては、インターネットと直接つながないネットワーク分離、本市の情報システムへの不正侵入等の防止対策、なりすましによる操作を防ぐ静脈などによる本人認証などのハード的対策に加え、データファイルなどの情報資産の厳格な管理、職員のセキュリティ意識の向上などのソフト的対策などを総合的に実施するとともに、巧妙化するサイバー攻撃に適切に対応できるよう、セキュリティ対策を強化していきます。

個人情報の取扱いについては、「川崎市個人情報保護条例」にのっとり、その収集、保管、利用、提供などにつき、引き続き、適正な管理を徹底していきます。

市が保有するデータについては、その有効活用により、市民の利便性向上など、市民生活を豊かにするものがある一方で、個人に関する情報など、慎重に取り扱う必要のあるものもあります。また、データ内の情報単体では、個人を特定できなくても、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できる情報となり得るものもあることから、個人を特定することができないよう統計的な数値に加工したデータとするなど、個人情報の保護に十分な配慮をしていきます。

また、非識別加工情報への取組については、現在、国において、有識者による「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」を平成30(2018)年8月に立ち上げ、非識別加工の方法など、民間に提供していく仕組みの在り方について、検討が進められていることから、その動向についても注視しつつ、引き続き検討を進めていきます。

³⁰ 各市町村等が個別に行っていたインターネット閲覧やメールの送受信を行う接続口を、神奈川県に集約することにより、より高度なセキュリティ対策の実施や、情報セキュリティ対応レベルの標準化を実現するとともに、市町村等のセキュリティレベルの確保・向上を図ることを目的とした神奈川の情報セキュリティクラウド

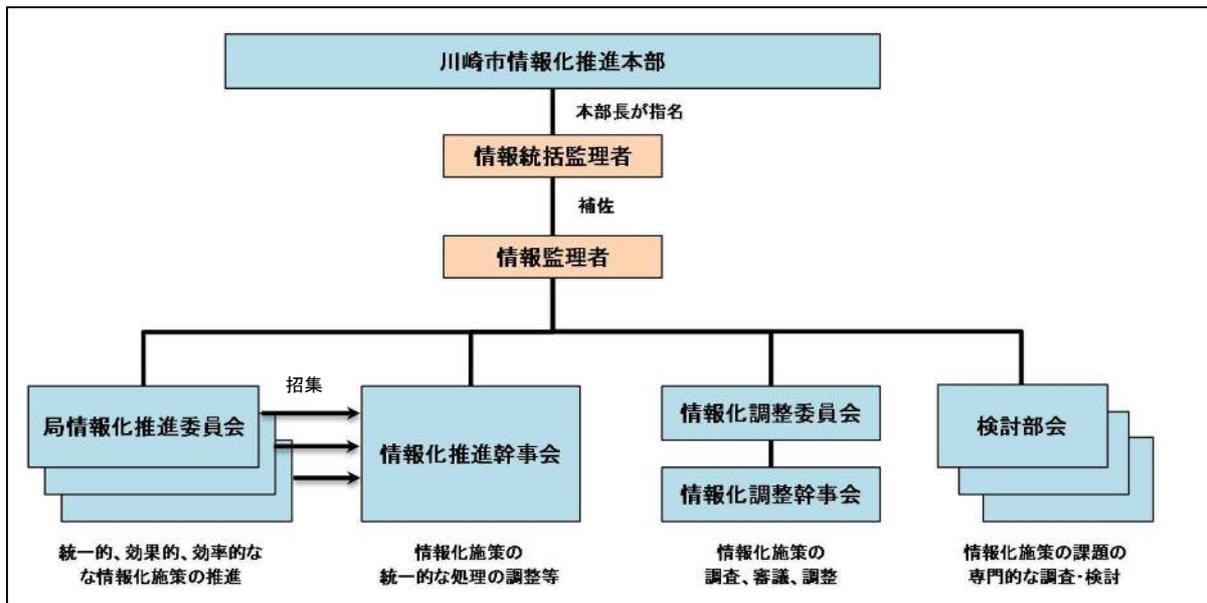
第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本市では、情報化施策に係る総合的な調整を行うため、市長を本部長とする川崎市情報化推進本部を設置しています。

川崎市情報化推進本部の下、市の総合計画、推進プラン及び本計画に基づき施策を推進します。

図 6-1 計画の推進体制



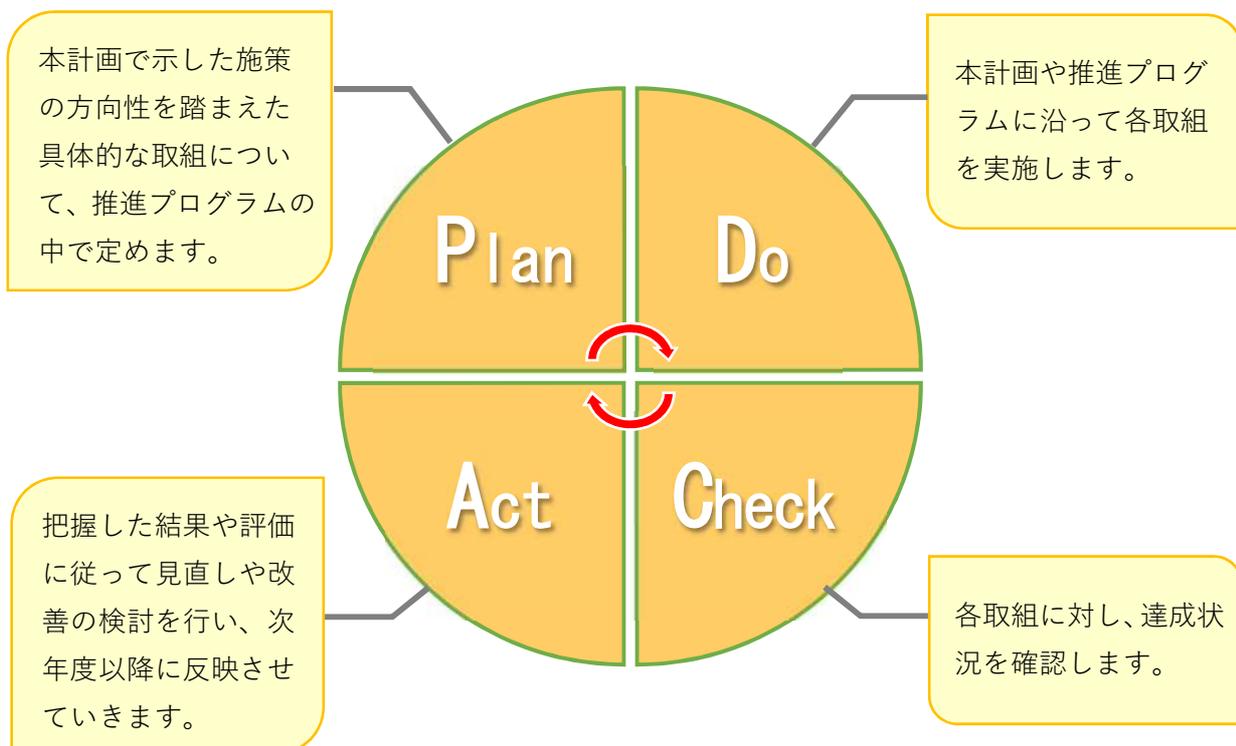
2 計画の進行管理

(1) 情報化推進プログラムによる進行管理

本市における ICT の戦略的・計画的な利活用に関する方針を示した「川崎市情報化推進プラン」の各施策の具体的な取組を記載している「情報化推進プログラム」の中に、本計画の取組も位置付け、同時に進行管理を実施します。

進行管理に際しては、PDCAサイクルを意識し、各施策の進捗状況や成果等を1年ごとに把握・評価し、その結果を踏まえた見直しや改善の検討を行い、次年度以降に反映させていきます。

図 6-2 PDCA サイクルによる進行管理



川崎市官民データ活用推進計画（案）

（平成31(2019)年2月）

川崎市総務企画局情報管理部 ICT推進課

TEL 044-200-2079

FAX 044-200-3752

E-mail 17ictsui@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市